

参考資料

参考資料	参考資料	1
1	災害危険箇所	1
1-1	土石流危険渓流	1
1-2	地すべりによる危険が予想される箇所	3
1-3	急傾斜地崩壊危険箇所	5
1-4	山地災害危険地区	9
1-5	重要水防区域外で危険と予想される区域	11
1-6	県管理道路（指定区間外国道、県道）危険区域	11
1-7	災害警戒区域内の要配慮者施設一覧	12
2	防災施設等	13
2-1	指定緊急避難場所・指定避難所・避難所	13
2-2	市内医療機関一覧	19
2-3	市内文化財一覧表	20
3	災害応急活動体制等	22
3-1	防災関係機関の収集情報・連絡系統	22
3-2	危険物等災害の通報連絡系統図	23
3-3	県内防災関係機関一覧表	24
3-4	ヘリポートの準備要領	29
3-5	避難指示等情報の伝達ルート及び手段	30
3-6	沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図	31
3-7	緊急輸送道路ネットワーク計画図	32
3-8	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	33
3-9	被災者生活再建支援制度について	40
3-10	不発弾処理業務の流れ	42
4	条例	43
4-1	南城市防災会議条例	43
4-2	南城市防災会議条例施行規則	44
4-3	南城市災害対策本部条例	45
5	気象庁情報	46
5-1	気象庁震度階級関連解説表	46
5-2	特別警報・警報・注意報発表基準	49
6	応援協定	51
6-1	九州・山口9県災害時相互応援協定	51
6-2	九州・山口9県災害時応援協定実施要領	54
6-3	南城市災害時応援協定一覧	57
6-4	福祉避難所協定一覧	58
7	様式	59
7-1	災害対策配備要員指名名簿	59
7-2	災害対策配備要員名簿	60

7-3	災害概況調査票.....	61
7-4	災害即報様式.....	62
7-5	災害報告様式.....	64
7-6	災害即報記入要領.....	75
7-7	被害状況認定基準.....	76
7-8	災害調査票	80
7-9	避難指示等発令情報.....	81
7-10	避難者カード.....	82
7-11	避難者名簿	83
7-12	避難場所・避難所の設置基準.....	84
7-13	自衛隊災害派遣要請依頼書.....	85
7-14	食糧品等受払簿.....	87
7-15	生活必需品等の供給状況.....	88
7-16	義援金品等受領証.....	89
7-17	車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書.....	90
7-18	行方不明者届出票.....	91
7-19	捜索者名簿	92
7-20	遺体調書	93
7-21	遺体台帳	94
7-22	遺体埋葬台帳.....	95
7-23	公用令書、公用変更令書及び公用取消令書.....	96
7-24	ボランティア登録名簿.....	99
7-25	住家被害調査票.....	100
7-26	罹災証明願書等.....	129
7-27	避難行動要支援者名簿.....	134
7-28	被災者台帳	135

1 災害危険箇所

1-1 土石流危険渓流

(1) 土石流危険渓流（Ⅰ）

土石流危険区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある場合の当該区域に流入する渓流。

番号	渓流番号	水系名	所在地	流域概要			保全対象		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
				渓流 長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均 溪床 勾配 (°)	人家 戸数 (戸)	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
										指定 年月日	告示番号	指定 年月日	告示番号
137	346-A30-05	知名大川	知念字知名	0.33	0.33	10	24		知名 346-A30-05-1 知名 346-A30-05-2	H25.3.15	第175号		
138	347-A30-06		佐敷字津波古	0.30	0.24	7	8	県道137号線：0.07km	津波古 347-A30-06	H25.3.15	第175号		
139	347-A30-10		佐敷字小谷	0.35	0.29	10	27	県道137号線：0.12km	小谷 347-A30-10-1 小谷 347-A30-10-2	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
140	347-A30-12		佐敷字津波古	0.18	0.04	8	28	県道137号線：0.16km 普天間内科医院	津波古 347-A30-12	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
141	347-A30-13	浜崎川	佐敷字伊原	0.48	0.09	8	15		伊原 347-A30-13	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
142	347-A33-02	大井川	佐敷字新里	0.13	0.38	14	5		新里 347-A33-02	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
143	347-A33-03		佐敷字佐敷	0.75	0.20	8	10	佐敷小学校 国道331号：0.13km	佐敷 347-A33-03	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
144	347-A33-04		佐敷字手登根	0.45	0.15	11	20		手登根 347-A33-04	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
145	347-A33-05		佐敷字手登根	0.15	0.12	15	17		手登根 347-A33-05	H25.3.15	第175号		
151	349-A33-01	雄樋川	大里字大城	0.20	0.19	14	11	県道5号線：0.16km	大城 349-A33-01	H25.3.15	第175号		
152	349-A33-09	饒波川	大里字稲福	0.15	0.15	11	10		稲福 349-A33-09	H25.3.15	第175号		

（資料：令和5年度沖縄県水防計画）

(2) 土石流危険溪流（Ⅱ）

土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流。

番号	溪流番号	水系名	所在地	流域概要			保全対象		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
				溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪床勾配 (°)	人家戸数 (戸)	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
										指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
46	346-B30-15		知念字久原		0.04	10	4	国道331号:0.07km	久原 346-B30-15	H25.3.15	第175号		
47	347-B30-14	浜崎川	佐敷字伊原	0.20	0.07	11	4		伊原 347-B30-14	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号

(資料：令和5年度沖縄県水防計画)

(3) 土石流危険溪流に準ずる溪流（Ⅲ）

土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流。

番号	溪流番号	水系名	所在地	流域概要			保全対象		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
				溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪床勾配 (°)	人家戸数 (戸)	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
										指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
19	347-C33-10		佐敷字佐敷	0.25	0.07	10	—	—	佐敷 347-C33-10	H25.3.15	第175号		

(資料：令和5年度沖縄県水防計画)

1-2 地すべりによる危険が予想される箇所

番号	区域名	位置	面積 (ha)	地すべり 指定地の有無	区域内の保全対象					土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律による指定区域				
		河川への影響 (m³)			人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物施設の種類及び数		箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
							道路	建物		指定 年月日	告示番号	指定 年月日	告示番号	
67	大里	大里	27.0	無		86	4.5	市道 2,000m	公館 1	大里	H25.3.15	第 175 号		
68	稲嶺	稲嶺	21.9	無		157	8.7	県道 560m 市道 940m	公館 1	稲嶺	H25.3.15	第 175 号		
69	小谷	小谷	92.1	有		68	3.9	県道 840m 市道 2,360m	公館 1	小谷	H25.3.15	第 175 号		
70	新里	新里	140.9	有	81,000	155	36.7	国道 820m 県道 1,200m	公館 1	新里	H25.3.15	第 175 号		
71	佐敷	佐敷	136.2	無		194	11.6	国道 1,200m 市道 2,450m	公館 1	佐敷	H25.3.15	第 175 号		
72	手登根	手登根	54.8	無		121	8.2	市道 1,820m		手登根	H25.3.15	第 175 号		
73	伊原	伊原	104.1	有		59	21.9	市道 2,770m		伊原	H25.3.15	第 175 号		
74	知名 1	知名	98.4	無		19	24.0	国道 370m 市道 3,720m		知名 1	H25.3.15	第 175 号		
75	久原	久原	47.6	無		47	4.7	国道 1,000m 市道 650m		久原	H25.3.15	第 175 号		
76	知名 2	海野・知名	49.7	無		200	11.1	国道 1,900m 市道 2,810m	公館 1	知名 2	H25.3.15	第 175 号		
77	安座真	安座真	55.2	無		115	23.7	国道 1,200m 市道 1,980m	公館 1	安座真	H25.3.15	第 175 号		
78	久手堅	久手堅	20.1	無		1	16.5	国道 490m 市道 730m		久手堅	H25.3.15	第 175 号		
79	吉富	吉富・知念	97.4	有	34,000	178	17.1	国道 1,950m 市道 3,150m	公館 2	吉富	H25.3.15	第 175 号		
80	具志堅	具志堅	57.0	有		108	12.4	国道 1,300m 市道 1,990m	公館 1	具志堅	H25.3.15	第 175 号		

番号	区域名	位置	面積 (ha)	地すべり 指定地 の有無	区域内の保全対象					土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律による指定区域				
		河川への影響 (m³)			人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物施設の種類及び数		箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
							道路	建物		指定 年月日	告示番号	指定 年月日	告示番号	
81	下田	志喜屋・下田	84.7	無		187	10.4	国道 1,620m 市道 2,720m	公館 1、幼稚園 1	下田	H25.3.15	第 175 号		
82	玉城	玉城・中山	83.6	無		88	21.5	国道 1,500m 市道 3,780m		玉城	H25.3.15	第 175 号		
83	富里	富里・船越	108.5	無		236	18.1	県道 1,150m 市道 2,400m	学校 2、役場 1、 郵局 1、公館 1	富里	H25.3.15	第 175 号		
88	大城	大城	119.7	無			27.4	県道 650m 農道 5,170m		大城	H25.3.15	第 175 号		
65	板良敷	板良敷	66.2	無		137	1.5	国道 1,620m 町道 2,660m	公館 1	板良敷	H26.11.14	第 586 号		
66	当添	当添	105.9	無		59	4.0	国道 780m 県道 720m 町道 1,760m		当添	H26.3.4	第 118 号		

(資料：令和 5 年度沖縄県水防計画、土砂災害警戒区域等指定状況（南部土木事務所））

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）

被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場所を含む。）ある箇所。

<自然斜面>

番号	箇所 番号	箇所名	位 置		地 形			保 全 対 象			急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域 の 指 定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域					
			大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的建物	公共施設		箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
													指定 年月日	告示 番号	指定 年月日	告示 番号	
227	I-245	古堅	古堅	西古堅原	38	190	9.0	7			市道 90m	無	古堅	H25. 3. 15	第 175 号	R3. 3. 30	第 224 号
233	I-251	富里	富里	賀留川原	48	100	25.0	13			市道 100m 道路 250m	S57.6 .7	富里	H25. 3. 15	第 175 号	R3. 3. 30	第 224 号
234	I-253	百名	百名	久保田原	32	120	19.3	0	小学校	1		無	百名	H25. 3. 15	第 175 号	R3. 3. 30	第 224 号
235	I-254	仲村渠	仲村渠	後根原	31	130	18.8	5			市道 95m	無	仲村渠-1 仲村渠-2	H25. 3. 15 R3. 3. 30	第 175 号 第 219 号	R3. 3. 30	第 224 号
236	I-255	安座真	安座真	安座真原	40	400	6.0	11			市道 190m	無	安座真-1 安座真-2	H25. 3. 15	第 175 号	R3. 3. 30	第 224 号
412	I-431	大里平良	大里	平良原	30	210	13.4	6			道路 10m	無	大里平良-1 大里平良-2	H25. 3. 15	第 175 号	R3. 3. 30	第 224 号
413	I-432	大里江原	大里	江原	38	50	9.7	1	保育園	1		無	大里江原	H25. 3. 15	第 175 号	R3. 3. 30	第 224 号
414	I-433	大城	大城	前原	47	80	23.6	7			道路 60m	無	大城	R3. 3. 30	第 219 号		
415	I-434	稲嶺(2)	稲嶺	久方原	30	75	42.2	8			市道 70m	無	稲嶺(2)	H25. 3. 15	第 175 号	R3. 3. 30	第 224 号

番号	箇所 番号	箇所名	位 置		地 形			保 全 対 象			急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域 の 指 定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域					
			大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的建物			公共施設	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
														指定 年月日	告示 番号	指定 年月日	告示 番号
416	I-435	大里仲間 (2)	仲間	保切原	46	410	17.0	25			市道 305m	無	大里仲間 (2)-1 大里仲間 (2)-2	H25. 3. 15	第 175 号	R3. 3. 30	第 224 号
417	I-436	親慶原	親慶原	上親慶原	34	70	16.4	8	神社	1	市道 60m	無	親慶原	H25. 3. 15	第 175 号	R3. 3. 30	第 224 号
418	I-437	久手堅	久手堅	ワンジン 原	44	185	14.6	0	小学校	1		無	久手堅	H25. 3. 15	第 175 号	R3. 3. 30	第 224 号

(資料：令和 5 年度沖縄県水防計画)

<人工斜面>

番号	箇所 番号	箇所名	位 置		地 形			保 全 対 象				急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域 の 指 定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
			大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的建物		公共施設		箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
														指定 年月日	告示 番号	指定 年月日	告示 番号
463	I-829	稲嶺(1)	稲嶺	西謝原	41	505	7.0	48	体育館、 自治会集 会場	2	市道 790m	無					

(資料：令和 5 年度沖縄県水防計画)

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

<自然斜面>

番号	箇所 番号	箇所名	位 置		地 形			保 全 対 象		急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域 の 指 定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律による指定区域				
			大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共施設		箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
												指定 年月日	告示 番号	指定 年月日	告示 番号
702	Ⅱ-237	大里仲間 (1)	仲間	当間原	50	35	12.6	4	市道 15m、道路 40m	無	大里仲間(1)	H25. 3. 15	第 175 号	R3. 3. 30	第 224 号
703	Ⅱ-238	鍋底原	稲嶺	鍋底原	55	39	11.3	2		無	鍋底原	H25. 3. 15	第 175 号	R3. 3. 30	第 224 号
704	Ⅱ-239	新原	百名	山下原	30	66	9.0	3	市道 20m、道路 10m	無	新原	H25. 3. 15	第 175 号	R3. 3. 30	第 224 号

(資料：令和 5 年度沖縄県水防計画)

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）以外の箇所

<自然斜面>

番号	箇所 番号	箇所名	位 置		地 形			保 全 対 象			急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域 の 指 定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関 する法律による指定区域				
			大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的建物	公共施設		箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
													指定 年月日	告示 番号	指定 年月日	告示 番号
		急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）以外の箇所									百名(2)	H28. 6. 14	第 338 号	R3. 3. 30	第 224 号	
											百名(3)	H28. 6. 14	第 338 号	R3. 3. 30	第 224 号	
											百名(4)	H28. 6. 14	第 338 号	R3. 3. 30	第 224 号	
											古堅(2)	R5. 8. 4	第 303 号	R3. 3. 30	第 224 号	
											大里江原 (2)	R5. 8. 4	第 303 号	R3. 3. 30	第 224 号	
											大城(2)	R5. 8. 4	第 303 号	R3. 3. 30	第 224 号	
											稲嶺	R5. 8. 4	第 303 号	R3. 3. 30	第 224 号	
											新里	R5. 8. 4	第 303 号	R3. 3. 30	第 224 号	
											垣花	R5. 8. 4	第 303 号	R3. 3. 30	第 224 号	
											中山(1)	R5. 8. 4	第 303 号	R3. 3. 30	第 224 号	
											中山(2)	R5. 8. 4	第 303 号	R3. 3. 30	第 224 号	

(資料：令和5年度沖縄県水防計画、土砂災害警戒区域等指定状況（南部土木事務所）)

1－4 山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置	直接保全対象施設		
	市町村	地区				字	人家 戸数	公共 施設	道路
136	217	10	有	1	無	玉城垣花			国道
137	〃	20	〃	1	〃	〃			〃
138	214	10	〃	5	既成	知念久手堅	55	4	国道・市町村道
139	〃	20	無	1	無	知念久原	12		国道
140	〃	30	有	1	一部既成	知念安座真	10		国道・農道
141	〃	40	無	1	無	知念久手堅	6		農道
142	〃	50	〃	1	〃	知念知念	30	1	国道
143	〃	60	〃	1	〃	知念具志堅	30	1	〃
144	〃	70	有	5	未成	知念海野	100	1	国道・農道
145	〃	80	無	2	無	知念久原	10	1	〃
146	〃	90	〃	1	〃	知念安座真			農道
147	〃	100	〃	4	未成	〃	90		国道・農道
148	213	10	〃	1	無	佐敷津波古			農道
149	〃	20	〃	1	〃	佐敷屋比久	50	1	県道・農道
150	〃	30	〃	2	〃	佐敷小谷	50	1	市町村道
151	〃	40	〃	1	〃	佐敷佐敷	5	2	国道・市町村道
152	220	10	〃	1	〃	大里川平	20		市町村道
153	〃	20	〃	1	〃	大里平良	7	1	〃
170	213	50	有	1	一部既成	佐敷手登根	7		
171	〃	60	〃	1	無	〃	5		

(資料：令和3年6月沖縄県地域防災計画)

(2) 地すべり危険地区

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置	直接保全対象施設		
	市町村	地区				字	人家 戸数	公共 施設	道路
2	213	10	有	39	一部既成	佐敷佐敷	80	2	国道
4	220	10	無	1	無	大里大城	42		県道

(資料：令和3年6月沖縄県地域防災計画)

(3) 崩壊土砂流出危険地区

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置	直接保全対象施設		
	市町村	地区				字	人家 戸数	公共 施設	道路
337	214	10	有		一部既成	知念安座真	10		国道
338	213	10	〃	0.06	既成	佐敷手登根			農道
339	〃	20	無	0.18	無	〃	10		〃
340	〃	30	有	0.12	既成	〃	20		市町村道
341	〃	40	無	0.12	無	〃	15		農道
342	〃	50	〃	0.24	〃	伊原	20		〃
343	〃	60	〃	0.24	〃	〃	30		〃
344	〃	70	〃	0.45	〃	小谷	15		国道・町道
347	220	10	〃	0.6	〃	大里大城	25		県道・町道

(資料：令和3年6月沖縄県地域防災計画)

(4) 農地地すべり危険箇所

番号	地区名	所在地	地積 (ha)	被害の対象			
				農用地 (ha)	農業用 施設	人家 (戸)	その他
9	津波古	佐敷津波古庫利原	73.3	29.2		63	県道、小学校、公園
10	小谷比	佐敷津波古見謝原	73.8	16.9		56	県道、保安林
11	新里	佐敷新里場天原	29.3	11.6		26	県道
12	兼久	佐敷兼久真嘉原	29.5	17.0		7	国道、小学校
13	佐敷	佐敷佐敷島之上原	84.1	33.2		179	国道、官公署、保安林
14	屋比久	佐敷屋比久後原	48.9	13.8		7	保安林
15	久原	知念久原親川原	71.6	24.3		98	国道
16	安座真	知念知名平原	93.3	49.0		86	国道
17	知念	知念山里真謝原	102.9	47.0		0	
18	志喜屋	知念志喜屋下與那枳原	45.3	14.6		0	
19	下田	玉城仲村渠下田	21.9	12.0		13	国道
20	百名	玉城百名外田原	16.5	12.8		0	
21	中山	玉城中山伊佐良上原	83.9	36.4		18	国道
22	富里	玉城富里上原	18.0	14.8		4	国道
23	當山	玉城當山前原	75.5	56.8		31	県道、市道
24	船越	玉城船越上間原	69.4	34.0		20	市道
25	糸数	玉城糸数	14.8	3.4	大城ダム	0	
26	親慶原	玉城親慶原下親慶原	14.6	7.2		7	
27	大城	大里大城大石原	16.1	7.9		62	
28	稲福	大里大城真境名原	21.5	13.3		33	

(資料：令和3年6月沖縄県地域防災計画)

1－5 重要水防区域外で危険と予想される区域

(1) 重要水防区域外で危険と予想される区域（河川）

番号	水系名	河川名	区域		危険と予想される 主な区域		予想 される 危険	予想される被害の程度			
					流路 延長 (km)	区域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
7	雄樋川	雄樋川	2.7	河口より上流 2.7km～河口	0.4	玉城堀川	洪水	9	13.1	34	14.3
8	国場川	長堂川	1.6	国場川合流点 より上流2.2km ～合流点	1.6	大里福原	〃	910	76.0	3,540	118.0

(資料：令和5年度沖縄県水防計画)

(2) 重要水防区域外で危険と予想される区域（海岸）

番号	沿岸名	海岸名	延長(m)	区域	危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
					延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
10	琉球諸島沿岸	玉城海岸	560	新原地区	560	新原地区	越波	25	2.3	0
11	〃	中城湾港海岸	820	馬天北地区	820	馬天北地区	〃	126	2.3	13.3

(資料：令和5年度沖縄県水防計画)

1－6 県管理道路（指定区間外国道、県道）危険区域

番号	路線名	想定される事態	同左区域	同左延長	代替路線名	摘要
27	糸満与那原線	擁壁の崩壊	大里古堅	35m	市道	交通不能
30	南風原知念線	落石・崩壊・地すべり	大里～玉城	800m	糸満与那原線、県道48号線及び市道(対策一部完了)	〃
32	佐敷玉城線	地すべり・擁壁の崩壊	佐敷～玉城	60m	市道(対策一部完了)	〃

(資料：令和5年度沖縄県水防計画)

1-7 災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

No.	施設名	住所	施設 種別	津波 浸水	高潮 浸水	土砂 災害
1	特別養護老人ホーム小谷園	小谷 238-1	社	×	×	○
2	小谷園デイサービスセンター	小谷 238-1	社	×	×	○
3	デイサービスセンターかな杜	佐敷 1204-1	社	×	×	○
4	有料老人ホーム かな杜	佐敷 1240-12F	社	×	×	○
5	めだか保育園	佐敷 230-1	社	×	×	○
6	市立シュガー児童館	佐敷 315-2	社	○	○	×
7	第二風の子学童クラブ	佐敷 315-2	社	○	○	×
8	第三風の子学童クラブ	佐敷 339-6	社	×	○	×
9	ひなぎく荘	佐敷 612	社	×	×	○
10	市立佐敷幼稚園	佐敷 1246-2	学	×	×	○
11	さしき保育園	新開 1-1	社	○	○	×
12	しんかい歯科	新開 1-111	医	○	○	×
13	デイサービスすまいるLife	新開 1-114	社	○	○	×
14	ふたば歯科医院	新開 1-143	医	○	○	×
15	南城市老人福祉センター	新開 1-240	社	○	○	×
16	ワークセンター さち・さしき	新開 1-240	社	○	○	×
17	相談支援事業所なんじょうの星	新開 1-240	社	○	○	×
18	ライフハウス	新開 1-336	社	○	○	×
19	沖縄メディカルデイサービスセンター	新開 1-344	社	○	○	×
20	介護付有料老人ホーム 福寿苑	新開 1-344	社	○	○	×
21	ひまわり児童館	新開 1-73	社	○	○	×
22	らくらく荘	新開 1-87	社	○	○	×
23	めばえ保育園	新里 463-6	社	○	○	×
24	デイサービス ウージ畑	新里 518 1F	社	○	○	×
25	なんじいデンタルクリニック	新里 607-1	医	○	○	×
26	松山歯科	津波古 1006	医	×	○	×
27	馬天保育園	津波古 1335-1	社	×	×	○
28	訪問介護 ようき	津波古 1354-1	社	×	×	○
29	デイサービス はいさい	津波古 1354-1	社	×	×	○
30	HOME いこい	津波古 1354-1	社	×	×	○
31	デイサービスセンターオリーブ	津波古 1755	社	×	×	○
32	オリーブ佐敷	津波古 1755	社	×	×	○
33	真徳苑	津波古 2309	社	○	○	×
34	沖縄メディカル病院	津波古 2310	医	○	○	×
35	ふじた眼科	津波古 249	医	×	×	○
36	宅老所 いこい	津波古 399	社	○	○	×
37	南城つはこクリニック	津波古 433	医	×	×	○
38	マイハウスゆーゆーとう	手登根 317	社	×	×	○
39	市立佐敷中学校	兼久 16-1	学	○	○	×
40	市立佐敷小学校	佐敷 1193	学	×	×	○
41	新開保育園	新開 1-55	社	○	○	×
42	市立馬天小学校	津波古 1800	学	×	×	○
43	市立知念小学校	久手堅 679	学	×	×	○
44	あかし内科クリニック	久原 693 1F	医	×	○	○
45	デイサービスまんぐろーぶ	知念 614	社	×	×	○
46	高齢者共同住宅ちばり家	安座真 143	社	×	×	○
47	家庭の保育くだから	久高 231-2	社	○	○	×
48	久高診療所	久高 231-2	医	○	×	×
49	市立久高小中学校	久高 46	学	○	×	×
50	市立久高幼稚園	久高 231-2	学	○	×	×
51	市立玉城中学校	富里 153	学	×	×	○
52	市立玉城小学校	屋嘉部 3	学	×	×	○
53	市立玉城幼稚園	屋嘉部 76	学	×	×	○
54	グループホームあまね	屋嘉部 455-1	社	×	×	○
55	児童デイサービスぶらいむ (デイサービス)	大城 2329-3	社	×	×	○
56	児童デイサービスぶらいむ (発達支援)	大城 2329-3	社	×	×	○
57	輝咲保育園	平良 2513	社	×	×	○

※ 施設種別： 医 医療機関 学 学校施設 社 社会福祉施設

2 防災施設等

2-1 指定緊急避難場所・指定避難所・避難所

(1) 指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類					電話番号
			洪水	土砂	高潮	地震	津波	
1	馬天小学校	佐敷字津波古 1800	○	×	×	○	○	947-6535
2	佐敷小学校	佐敷字佐敷 1193	○	×	×	○	○	947-6212
3	佐敷中学校	佐敷字兼久 16-1	○	○	×	○	×	947-6210
4	老人福祉センター	佐敷字新開 1-240	×	○	×	×	×	947-3030
5	さしきスポレクセンター	佐敷字仲伊保 390-2	×	○	×	○	×	947-1303
6	南城市文化センター	佐敷字佐敷 307	○	○	×	○	×	947-1100
7	新開スポーツ公園	佐敷字新開 1-417	×	○	×	○	×	
8	屋比久児童公園	佐敷字屋比久 67-1	○	○	×	○	○	947-3986
9	富祖崎公園	佐敷字仲伊保 390-2	×	○	×	○	×	947-1303
10	津波古児童公園	佐敷字津波古 1415-2	○	×	×	○	○	
11	馬天児童公園	佐敷字津波古 374	×	○	×	○	×	
12	新開公園	佐敷字新開 1-237	×	○	×	○	×	
13	佐敷農村広場	佐敷字佐敷 20-1	○	×	×	○	×	
14	外間農村広場	佐敷字屋比久 159-1	○	○	×	○	○	
15	小谷農村広場	佐敷字小谷 1-1	○	×	×	○	○	947-6550
16	新里農村広場	佐敷字新里 21-1	○	×	×	○	○	947-3593
17	手登根農村広場	佐敷字手登根 1-1	○	○	×	○	○	
18	伊原農村広場	佐敷字伊原 426	○	×	×	○	○	
19	つきしろの宮	佐敷字佐敷 1151	○	×	×	○	○	
20	南城市新開多目的広場	佐敷字新開 1-418	×	○	×	○	×	947-6152
21	南城市営新開球場	佐敷字新開 1-417	×	○	×	○	×	947-6152
22	津波古公民館	佐敷字津波古 144	×	×	×	○	×	947-6150
23	新開公民館	佐敷字新開 1-70	×	○	×	×	×	852-5950
24	県営団地自治会連絡事務所	佐敷字新開 1-315	×	○	×	×	×	947-1633
25	第2団地自治会連絡事務所	佐敷字新開 1-236	×	○	×	×	×	947-2249
26	ひまわり児童館	佐敷字新開 1-73	×	○	×	○	×	947-1655
27	佐敷公民館	佐敷字佐敷 420	×	×	×	○	×	947-2923
28	佐敷こども園	佐敷字佐敷 1246-2	○	×	×	○	○	947-1875
29	屋比久公民館	佐敷字屋比久 14	○	○	×	○	○	947-3936
30	仲伊保団地集会場	佐敷字仲伊保 488-1	○	○	×	○	○	852-5988
31	仲伊保公民館	佐敷字仲伊保 388-2	×	○	×	○	×	947-2714
32	小谷構造改善センター	佐敷字小谷 46	○	×	×	○	○	947-6550
33	新里公民館	佐敷字新里 677-2	○	○	×	○	○	947-3593
34	手登根公民館	佐敷字手登根 52	○	○	×	○	○	
35	伊原公民館	佐敷字伊原 287	○	○	×	×	○	
36	富祖崎公民館	佐敷字富祖崎 385-1	×	○	×	○	×	
37	兼久構造改善センター	佐敷字兼久 37-1	×	○	×	×	×	947-2766
38	外間公民館	佐敷字屋比久 189	×	○	×	○	○	
39	佐敷農村婦人の家	佐敷字新開 1-419	×	○	×	○	×	947-6624
40	南城市佐敷農産物直売所	佐敷字新開 1-240	×	○	×	○	×	947-1811
41	知念小学校	知念字久手堅 679	○	○	×	○	○	948-1302

NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類					電話番号
			洪水	土砂	高潮	地震	津波	
42	知念中学校	知念字久手堅 700	○	○	×	○	○	948-1303
43	久高小中学校	知念字久高 46	○	○	×	○	×	948-3515
44	知念体育館	知念字久手堅 532	○	○	×	○	○	852-6887
45	南城市知念児童館	知念字久手堅 22	○	○	×	○	○	948-3719
46	南城市知念社会福祉センター	知念字久手堅 453	○	○	×	○	○	949-7650
47	久高島離島復興総合センター	知念字久高 231-2	×	○	×	○	×	948-7803
48	離島体験宿泊交流施設	知念字久高 249-1	○	○	×	○	×	835-8919
49	岬公園	知念字久手堅 523	○	○	×	○	○	
50	志喜屋漁港多目的広場	知念字志喜屋 9-2	×	○	×	○	×	852-6887
51	久高地区津波避難施設	知念字久高 46	○	○	×	○	○	
52	知念漁民研修センター	知念字海野漁港内	×	×	×	○	×	
53	守礼カントリークラブ	知念字知名 1029	○	○	×	○	○	947-3411
54	久手堅公民館	知念字久手堅 103	○	○	×	×	○	948-3244
55	志喜屋公民館	知念字志喜屋 428	○	○	×	○	○	949-7587
56	山里公民館	知念字山里 22	○	×	×	○	○	
57	具志堅公民館	知念字具志堅 22	○	×	×	○	○	
58	知念公民館	知念字知念 536	○	○	×	○	○	948-1773
59	吉富コミュニティ供用施設	知念字吉富 106-2	○	×	×	○	○	948-1705
60	南城市安座真観光交流・防災機能拠点施設	知念字安座真 151	○	×	×	○	○	948-7221
61	知名公民館	知念字知名 87	○	○	×	○	×	947-3158
62	海野公民館	知念字海野 244-2	○	×	×	○	○	947-6244
63	玉城中学校	玉城字富里 153	○	×	×	○	○	948-7105
64	玉城小学校	玉城字屋嘉部 3	○	×	×	○	○	948-7251
65	百名小学校	玉城字百名 54	○	○	×	○	○	948-1012
66	船越小学校	玉城字船越 960	○	○	×	○	○	949-7108
67	玉城総合体育館	玉城字富里 200	○	×	×	○	○	948-3039
68	玉城陸上競技場	玉城字富里 222	○	×	×	○	○	948-3039
69	玉城野球場	玉城字富里 186-1	○	○	×	○	○	948-3039
70	グスクロード公園	玉城字中山 1212	○	○	×	○	○	
71	糸数上原公園	玉城字糸数 245-1	○	○	×	○	○	
72	喜良原野球場	玉城字喜良原 69	○	○	×	○	○	
73	奥武島グラウンド	玉城字奥武 19-1	×	○	×	○	×	
74	南城市構造改善センター	玉城字糸数 168-16	○	○	×	○	○	
75	玉城勤労者体育センター (喜良原体育館)	玉城字喜良原 62	○	○	×	○	○	948-2108
76	親慶原公民館	玉城字親慶原 163	○	×	×	○	○	948-7942
77	垣花構造改善センター	玉城字垣花 137	○	○	×	○	○	948-2231
78	仲村渠児童館	玉城字仲村渠 725	○	○	×	○	○	948-4101
79	百名公民館	玉城字百名 104-1	○	○	×	○	○	948-7958
80	新原公民館	玉城字百名 1422	×	○	×	×	×	
81	玉城公民館	玉城字玉城 165-1	○	○	×	○	×	
82	中山公民館	玉城字中山 75	○	○	×	×	○	
83	奥武公民館	玉城字奥武 80	×	○	×	×	×	948-7190
84	志堅原公民館	玉城字志堅原 48-1	○	○	×	×	×	
85	堀川公民館	玉城字堀川 523	○	○	×	×	○	948-2184
86	富里公民館	玉城字富里 92	○	○	×	○	○	948-2050

NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類					電話番号
			洪水	土砂	高潮	地震	津波	
87	當山公民館	玉城字當山 54	○	○	×	×	○	948-1458
88	屋嘉部公民館	玉城字屋嘉部 34	○	×	×	○	○	
89	糸数公民館	玉城字糸数 44	○	○	×	×	○	948-7708
90	船越公民館	玉城字船越 108	○	×	×	×	○	948-1054
	・土砂災害想定区域内→2階以上に避難							
91	愛地構造改善センター	玉城字愛地 373	○	○	×	○	○	948-1180
92	南城市前川観光交流・防災機能拠点施設	玉城字前川 180-1	○	○	×	○	○	949-7025
93	大里北小学校	大里字嶺井 392	○	○	×	○	○	945-2362
94	大里南小学校	大里字仲間 1375	○	○	×	○	○	945-2455
95	大里中学校	大里字仲間 978	○	○	×	○	○	945-2442
96	南城市大里農村環境改善センター	大里字仲間 928	○	○	×	×	○	946-2445
97	大里こども園	大里字仲間 918	○	○	×	○	○	945-2827
98	大里城址公園	大里字大里 386-1	○	○	×	○	○	
99	大里内原公園	大里字大里 1071	○	○	×	○	○	945-8405
100	大里北児童館	大里字嶺井 515-1	○	○	×	×	○	945-5365
101	大里中央児童館	大里字大城 2555-1	○	○	×	○	○	946-0198
102	大里南児童館	大里字稲嶺 2101-89	○	○	×	×	○	945-6646
103	嶺井公民館	大里字嶺井 66	○	○	×	×	○	945-6134
104	古堅農村集落総合管理施設	大里字古堅 155-1	○	○	×	○	○	
105	福原コミュニティーセンター	大里字古堅 800-2	○	○	×	×	○	945-8994
106	南風原農村集落総合管理施設	大里字大里 2010-1	○	○	×	○	○	944-5716
107	南城市高齢者能力活用センター	大里字平良 2231-1	○	○	×	○	○	
108	高宮城公民館	大里字高平 85	○	○	×	×	○	
109	当間集落センター	大里字仲間 108-2	○	○	×	×	○	944-0994
110	平川コミュニティーセンター	大里字高平 704	○	○	×	×	○	
111	稲嶺構造改善センター	大里字稲嶺 808	○	○	×	○	○	946-8254
112	大里グリーンタウン集会所	大里字稲嶺 2127-231	○	○	×	○	○	945-0566
113	目取真農村集落総合管理施設	大里字稲嶺 2760	○	○	×	○	○	946-8762
114	大城集落センター	大里字大城 775	○	○	×	×	○	946-8250
115	真境名公民館	大里字大城 2249	○	×	×	×	○	
116	大里団地集会所	大里字仲間 969	○	○	×	×	○	
117	大里第2団地集会所	大里字大城 2525	○	×	×	×	○	944-3177
118	仲程農村集落総合管理施設	大里字仲間 934-1	○	○	×	○	○	945-2998
119	農業団地センター	大里字仲間 1155	○	○	×	○	○	882-8167
120	銭又コミュニティーセンター	大里字高平 473	○	○	×	○	○	
121	湧稲国農村集落総合管理施設	大里字稲嶺 1095-1	○	○	×	○	○	946-8062
122	大里第2グリーンタウン集会所	大里字稲嶺 2234-164	○	○	×	○	○	
123	西原公民館	大里字大里 485	○	○	×	○	○	
124	稲福高齢者健康センター	大里字大城 1779	○	×	×	○	○	
125	島袋コミュニティーセンター	大里字古堅 1379	○	○	×	×	○	
126	つきしろ児童公園	佐敷字佐敷 1678-259	○	○	×	○	○	
127	つきしろ公民館	佐敷字佐敷 1678-199	○	○	×	○	○	948-2237
128	知念農村広場	知念字知念 915-1	○	○	×	○	○	
129	知念こども園	知念字久手堅 679	○	○	×	○	○	948-1751
130	玉城こども園	玉城字屋嘉部 76	○	×	×	○	○	948-7511
131	南城市役所	佐敷字新里 1870	○	○	×	○	○	917-5309

NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な 現象の種類					電話番号
			洪水	土砂	高潮	地震	津波	
132	南城市観光振興拠点施設	佐敷字新里 1810	○	○	×	○	○	917-5309

(2) 指定避難所および避難所

No	施設名称	住所	電話番号	収容 可能 面積 (㎡)	収容 人数 (人) ※3 ㎡/人	津波 避難 可時 否	洪水 避難 可時 否	土砂 災害 可時 否	地震 避難 可時 否
1	馬天小学校	津波古1800	947-6535	6,252	2,084	○	○	×	○
2	佐敷小学校	佐敷1193	947-6212	5,937	1,979	○	○	×	○
3	佐敷中学校	兼久16-1	947-6210	6,995	2,332	×	×	○	○
4	老人福祉センター	新開1-240	947-3030	1,330	443	×	×	○	×
5	さしきスポレクセンター	仲伊保390-2	947-1303	1,265	422	×	×	○	○
6	南城市文化センター	佐敷307	947-1100	260	87	×	×	○	○
7	知念小学校	久手堅679	948-1302	5,982	1,994	○	○	×	○
8	知念中学校	久手堅700	948-1303	5,089	1,696	○	○	○	○
9	久高小中学校	久高46	948-3515	3,118	1,039	×	○	○	○
10	知念体育館	久手堅532	852-6887	2,033	678	○	○	○	○
11	知念児童館	久手堅22	948-3719	376	125	○	○	○	○
12	知念社会福祉センター	久手堅453	949-7650	1,374	458	○	○	○	○
13	久高島離島復興総合	久高231-2	948-7803	308	103	×	×	○	○
14	離島体験宿泊交流施設	久高249-1	835-8919	863	288	×	○	○	○
15	玉城中学校	富里153	948-7105	5,740	1,913	○	○	×	○
16	玉城小学校	屋嘉部3	948-7251	5,698	1,899	○	○	×	○
17	百名小学校	百名54	948-1012	4,715	1,572	○	○	○	○
18	船越小学校	船越960	949-7108	6,264	2,088	○	○	○	○
19	玉城総合体育館	富里200	948-3039	3,876	1,292	○	○	×	○
20	玉城陸上競技場	富里222	948-3039	865	288	○	○	○	×
21	大里北小学校	嶺井392	945-2362	5,861	1,953	○	○	○	○
22	大里南小学校	仲間1375	945-2455	8,532	2,844	○	○	○	○
23	大里中学校	仲間978	945-2442	6,612	2,204	○	○	○	○
24	南城市役所	新里1870	917-5309	825	275	○	○	○	○
						17	19	19	22

※太枠内が指定避難所（10か所）

■指定緊急避難場所の要件

管理条件	①発災時等における指定緊急避難場所の居住者等への開放を行う担当者等があらかじめ定められていること等の管理体制の状況。 ②居住者等の受け入れの用に供する部分等の避難上の支障の有無等。
立地条件	浸水想定区域、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、津波災害警戒区域大規模な火事などにおける安全区域。
構造条件	仮に立地条件を満たさない場合であっても、当該施設が当該異常な現象に対して安全な構造のものであることや、洪水又は津波等に係る施設については、想定水位以上の高さに避難をしてきた居住者等を受け入れる部分があり、かつ当該部分までの避難上有効な経路があることという「構造条件」を満たしている場合には、緊急時の避難場所として指定することとしても特段の支障は生じないものと考えられる。
地震対象指定基準	施設の構造が昭和 56 年に定められたいわゆる「新耐震基準」に適合すること。

■指定避難所の要件

規模条件	指定避難所の適切な規模については具体的な基準はないが、ここでは建物のみで、3 m ² /人で計算。
構造条件	多数の被災者等の出入りに適した出入口などを有していることや多数の被災者等の受入れに必要なトイレ、水道等の設備を有していることなど。
立地条件	洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、津波災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定することが望ましい。
交通条件	車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

■「指定避難所」と「避難所」の違い

- 「指定避難所」については、南城市全体における想定避難者数を踏まえても収容人数に不足は生じないことから、全ての災害のリスクが無い施設を設定している。
- 一方、災害の種別によっては、避難所として機能する施設も存在することや、被災状況に応じて指定避難所の市域内の偏りを解消する必要がある場合も想定されることから、ここでは「避難所」として整理している。
- なお、津波時に避難生活が可能な施設は 16 箇所、洪水時に避難生活が可能な施設は 18 箇所、土砂災害時に避難生活が可能な施設は 18 箇所、地震時に避難生活が可能な施設は 21 箇所である。

2-2 市内医療機関一覧

区分		医療機関名	所在地	電話番号
病院	1	沖縄メディカル病院	佐敷字津波古西原 2310	947-3555
医院・クリニック等(内科・小児科・耳鼻咽喉科等)	1	南城つはこクリニック	佐敷字津波古 433	947-3722
	2	あかし内科クリニック	知念字久原 693 エスペランサ華満進1階	947-3331
	3	みなみ野クリニック	大里字大里 2584-2	945-8811
	4	ロコモクリニック南城	玉城字船越 949-4	949-1155
	5	大里こどもクリニック	大里字大里 2545-1	882-8111
	6	みなみ耳鼻咽喉科医院	大里字仲間 1112-5	946-7033
	7	ふじた眼科	佐敷字津波古 249 1 階	943-8700
	8	南城眼科	玉城字堀川 695	949-1680
歯科医院	1	なんじいデンタルクリニック	佐敷字新里 607-1	963-9930
	2	しんかい歯科 ※休業中	佐敷字新開 1-111	947-1455
	3	ふたば歯科医院	佐敷字新開 1-143	947-4550
	4	松山歯科	佐敷字津波古 1006	947-3537
	5	トモヨセ歯科	大里字仲間 1162-2	944-6480
	6	おおざと歯科医院	大里字大里 2505-1	945-4108
	7	みのり歯科大里	大里字高平 97-2 イオンタウン南城大里 1F	943-8686
	8	アトール歯科	大里字仲間 1155	944-5610
	9	ふさとデンタルクリニック	玉城字富里 8-103 号	948-7778
	10	船越歯科医院	玉城字船越 980 101 号	949-7878
	11	南城歯科クリニック	玉城字堀川 788	948-4855
	12	コマカ歯科クリニック	知念字久手堅 327-1	948-3108
診療所	1	久高診療所(沖縄県立南部医療センター・こども医療センター付属)	知念字久高 231-2	948-1319

(資料：令和5年度南城市福祉事務所概要)

2-3 市内文化財一覧表

	名 称	種 別	所在地	指定	指定年月日
1	沖縄県斎場御獄(セファウキ)出土品	重要文化財(考古資料)	字新里	国	H13. 06. 22
2	斎場御獄	史跡	字久手堅	国	S47. 05. 15
3	知念城跡	史跡	字知念	国	S47. 05. 15
4	久高島の漁撈(キョロウ)習俗	選択無形民俗文化財	字久高	国	H 6. 12. 07
5	糸城城跡	史跡	字糸数	国	S47. 05. 15
6	玉城城跡	史跡	字玉城	国	S62. 08. 15
7	仲村渠樋川(ナカンダカリヒシヤ)	重要文化財(建造物)	字仲村渠	国	H 7. 06. 27
8	佐敷城跡	史跡	字佐敷	国	H25. 10. 17
9	島添大里(シマソオサト)城跡	史跡	字大里	国	H24. 1. 24
10	久高島の海岸植物群落	天然記念物	字久高	国	H27. 06. 19
11	アマクヌムイ(久高コハウ森)	名勝	字久高	国	H27. 06. 19
12	アマクヌムイ(斎場獄)	名勝	字久手堅	国	H30. 10. 15
13	アマクヌムイ(玉城アマツト)	名勝	字玉城	国	R01. 10. 16
14	おきなわワールド(旧喜屋武家、旧田場家、旧伊礼家、旧上里家)住宅主屋、旧知念家住宅フル	登録有形文化財	字前川	国	H06. 12. 07
15	佐敷ようどれ	史跡	字佐敷	県	S33. 01. 17
16	富祖崎海岸のハマジンチョウ群落	天然記念物	字富祖崎	県	S36. 06. 15
17	知念城跡	有形文化財(建造物)	字知念	県	S37. 06. 07
18	垣花城跡	史跡	字垣花	県	S36. 06. 15
19	ミントングスク	史跡	字仲村渠	県	S52. 07. 21
20	斎場御嶽	名勝	字久手堅	県	S30. 01. 25
21	大城按司の墓	有形文化財(建造物)	字大城	県	S36. 06. 15
22	つきしろの岩(イ)・井(カ)	史跡	字佐敷	市	S58. 03. 07
23	苗代大比屋(ナシロフヤ)の屋敷跡	史跡	字佐敷	市	H14. 03. 04
24	美里井(サトガ)	有形文化財	字佐敷	市	S58. 03. 07
25	フッチャー石	有形文化財	字手登根	市	H14. 03. 04
26	石畳道	有形文化財	字小谷	市	S55. 03. 19
27	中の井(ナカ)	有形文化財	字小谷	市	S55. 03. 19
28	上の井(ウミ)	有形文化財	字小谷	市	S55. 03. 19
29	下茂の井(シム)	有形文化財	字小谷	市	S55. 03. 19
30	喜屋武久殿(チャントウ)	有形民俗文化財	字津波古	市	S55. 03. 19
31	土帝君(トウテイ)	有形民俗文化財	字新里	市	S55. 03. 19
32	土帝君・仏像	有形民俗文化財	字手登根	市	S58. 03. 07
33	手登根エイサー	無形民俗文化財	字手登根	市	S57. 03. 30
34	ティンペーとカマンティー	無形民俗文化財	字屋比久	市	S57. 03. 30
35	天人(アマチュ)	無形民俗文化財	字津波古	市	S57. 03. 30
36	棒術	無形民俗文化財	字津波古	市	S57. 03. 30
37	神山の殿	史跡	字知念	市	S57. 03. 31
38	テダ御川(ウカ)	史跡	字知名	市	S57. 03. 31
39	久高島クボ御獄	史跡	字久高	市	S61. 03. 01
40	カンチャ大川(ウカ)	史跡	字志喜屋	市	S63. 10. 01
41	知念按司の墓	史跡	字知念	市	H 8. 05. 01

	名 称	種 別	所在地	指定	指定年月日
42	知名御川(ウッカー)	史跡	字知名	市	H 8. 05. 01
43	具志堅の樋川(カー)	史跡	字具志堅	市	H14. 08. 19
44	知念のシーサー	有形民俗文化財	字知念	市	S58. 03. 18
45	具志堅のシーサー	有形民俗文化財	字具志堅	市	S58. 03. 28
46	新屋(ミヤ)のサキシマスオウノキ	天然記念物(植物)	字知念	市	S58. 03. 18
47	大殿内(ウツドゥンチ)のサキシマスオウノキ	天然記念物(植物)	字安座真	市	S58. 03. 18
48	大門(ウツゾヨ)のサキシマスオウノキ	天然記念物(植物)	字安座真	市	S58. 03. 18
49	久手堅の大アカギ	天然記念物(植物)	字久手堅	市	H11. 03. 01
50	知念親川(エーガー)のフクギ群	天然記念物(植物)	字知念	市	H17. 03. 01
51	下上原(シャイハル)の鹿化石出土地	天然記念物(化石)	字知念	市	H17. 07. 13
52	浜川御獄	史跡	字百名	市	S52. 07. 21
53	受水走水(ウキンジ ユハインジ ュ)	史跡	字百名	市	S52. 07. 21
54	玉泉洞	天然記念物(地質)	字前川	市	H 4. 03. 28
55	親田御願(ウエーダ ユカソ)	無形民俗文化財	字仲村渠	市	H 5. 06. 24
56	稲摺節(イシラビシ)	無形民俗文化財	字百名	市	H 5. 06. 24
57	醜童(シュンドウ)	無形民俗文化財	字志堅原	市	H 5. 06. 24
58	アヤグ	無形民俗文化財	字前川	市	H 5. 06. 24
59	獅子舞	無形民俗文化財	字玉城	市	H 5. 06. 24
60	長者大主(チョージ ャヌワス)	無形民俗文化財	字前川	市	H 5. 06. 24
61	長者大主	無形民俗文化財	字百名	市	H 5. 06. 24
62	寄鋤(ユシゲ)	無形民俗文化財	字前川	市	H 5. 06. 24
63	船越グスク	史跡	字船越	市	H 5. 06. 23
64	焚字炉(フジロ)	有形文化財(建造物)	字百名	市	H 5. 06. 23
65	ヤハラツカサ	有形民俗文化財	字百名	市	H 5. 06. 23
66	垣花勢高殿家古文書(シタカリーケモンジ ョ)	有形文化財(古文書)	字新里	市	H14. 02. 01
67	大城城跡	史跡	字大城	市	H 5. 02. 02
68	オキナワヒメウツギ群落	天然記念物(植物)	大里地内	市	H05. 02. 02
69	チチンガー	有形文化財(建造物)	字大里	市	H 2. 03. 15
70	島添大里按司(シマシーオサトアジ)の墓	有形文化財(建造物)	字大里	市	H16. 05. 25
71	明治土地台帳附属地図	有形文化財(歴史資料)	字新里	市	H16. 05. 25
72	食栄森御獄(イムイウキ)	有形民俗文化財	字大里	市	H 5. 02. 02.
73	南風原の石彫魔除獅子(セキチョウマヨクシ)	有形民俗文化財	字大里	市	H 5. 02. 02
74	当間の獅子舞	無形民俗文化財	字当間	市	H 2. 03. 15
75	古堅のミーミンメー	無形民俗文化財	字古堅	市	H 2. 03. 15
76	稲嶺の獅子舞	無形民俗文化財	字稲嶺	市	H16. 05. 25
77	志喜屋グスク	史跡	字志喜屋	市	S57. 03. 31
78	ウローカーの砲台跡	史跡	字久手堅	市	H30. 04. 24
79	前川民間防空壕	史跡	字前川	市	H30. 04. 24

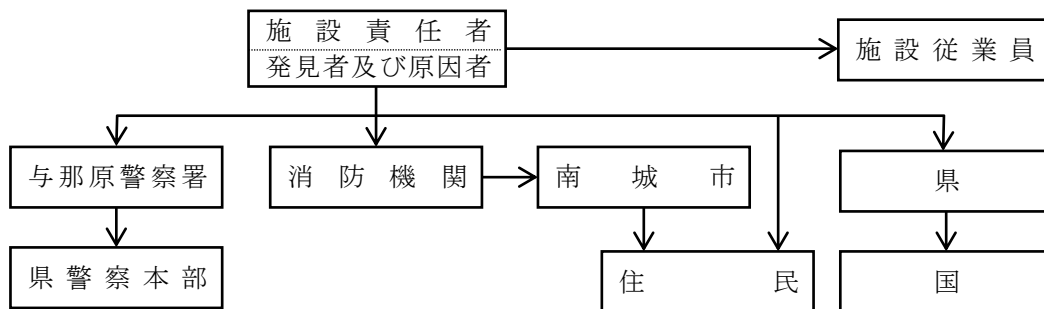
3 災害応急活動体制等

3-1 防災関係機関の収集情報・連絡系統

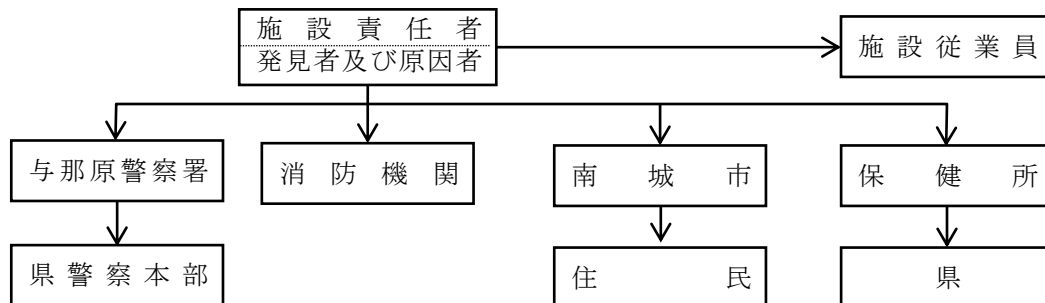
情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
①人的被害、住居被害、火災状況	<pre> graph LR NC[Nanchi City] --> LH[地方本部 総務] LH --> PH[県本部 総括情報班等] FM[消防機関] --> NC PB[警察本部] --> PH </pre>
②道路状況、交通状況	<pre> graph LR NC[Nanchi City] --> LH[地方本部 総務] LH --> PH[県本部 総括情報班等] OCB[沖縄総合事務局開発建設部] --> PH WJEC[西日本高速道路株式会社] --> PH LH2[地方本部 土木] --> PH PH --> TD[土木建築部] PH --> PB[警察本部] TD --> PH PH --> PH </pre>
③防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の空港施設の状況	<pre> graph LR NC[Nanchi City] --> LH[地方本部 農林] LH --> PH[県本部 総括情報班等] LH --> LH2[地方本部 土木] LH2 --> PH OAB[大阪航空局那覇空港事務所] --> PH OCB[沖縄総合事務局開発建設部] --> PH PH --> TD[農林水産部] PH --> TD2[土木建築部] TD --> PH TD2 --> PH </pre>
④ライフライン、輸送機関状況	<pre> graph LR RL[ライフライン関係機関] --> PH[県本部 総括情報班等] TS[輸送関係機関] --> PH NC[Nanchi City 水道] --> PH PH --> HM[保健医療部] PH --> E[企業部] </pre>
⑤文教施設関係情報	<pre> graph LR NC[Nanchi City] --> EO[教育事務所] EO --> PH[県本部 総括情報班等] PEF[県立文教施設] --> PH PEF --> ED[教育部] PEF --> CSD[文化観光スポーツ部] PEF --> GA[総務部] MCF[民間文化施設] --> PH MCF --> ED MCF --> CSD MCF --> GA PS[私立学校] --> PH PS --> ED PS --> CSD PS --> GA </pre>
⑥その他の施設の状況	<pre> graph LR NC[Nanchi City] --> MD[所管部] MD --> PH[県本部 総括情報班等] NC2[Nanchi City] --> LH[地方本部 総務] LH --> PH OF[その他の施設] --> MD CS[県有施設] --> MD MD --> PH </pre>
2 対策の実施状況	
①住民の避難状況	<pre> graph LR NC[Nanchi City] --> LH[地方本部 総務] LH --> PH[県本部 総括情報班等] PB[警察本部] --> PH </pre>
②救援物資、避難所の運営、ボランティア受入れ状況	<pre> graph LR NC[Nanchi City] --> LH[地方本部 総務] LH --> PH[県本部 総括情報班等] RD[救援部門] --> PH </pre>
③その他の対策状況	<pre> graph LR NC[Nanchi City] --> LH[地方本部 総務] LH --> PH[県本部 総括情報班等] RM[関係機関] --> PH RM --> GA[各部] GA --> PH </pre>

3-2 危険物等災害の通報連絡系統図

(1) 石油類、高圧ガス類、火薬類



(2) 毒物劇物



3-3 県内防災関係機関一覧表

(1) 指定地方行政機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
九州管区警察局	災害対策官	〒812-8573 福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-0115
九州厚生局沖縄分室	庶務課	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15	098-853-7350
沖縄森林管理署	総務グループ	〒900-0033 那覇市壺川 3-2-6 3F	098-918-0210
沖縄防衛局	地方調整課	〒904-0295 嘉手納町字嘉手納 290-9	098-921-8131
那覇産業保安監督事務所	管理課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 1 号館 4F	098-866-6474
第十一管区海上保安本部	環境防災課	〒900-8530 那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖縄気象台	業務課	〒900-8517 那覇市樋川 1-15-15 那覇第1 地方合同庁舎西棟	098-833-4283
沖縄総合通信事務所	総務課	〒900-8795 那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋B街区 5F	098-865-2300
沖縄労働局	総務部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 1 号館 3F	098-868-4403
九州地方環境事務所 沖縄奄美自然環境事務所	野生生物企画官	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15 那覇第1 地方合同庁舎 1F	098-836-6400
大阪航空局 那覇空港事務所	空港保安防災課	〒900-0143 那覇市安次嶺 531-3	098-859-5110
国土地理院沖縄支所	測量係	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15	098-855-2595

(2) 自衛隊

機関名	防災担当	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 15 旅団	司令部第 3 部	〒901-0142 那覇市鏡水 679	098-857-1155
陸上自衛隊 知念分屯地		〒901-1513 南城市知念字知念 1177-2	098-948-2814
航空自衛隊 知念分屯基地		〒901-1403 南城市佐敷字佐敷 1641	098-948-2813

(3) 沖縄県

機関名	防災担当	所在地	電話番号
知事公室	秘書課	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 6F 北側	098-866-2080
総務部	総務私学課	〃 6F 南側	098-866-2074
企画部	企画調整課	〃 7F 北側	098-866-2026
環境生活部	環境政策課	〃 4F 北側	098-866-2183
子ども生活福祉部	福祉政策課	〃 3F	098-866-2164
保健医療部	保健医療総務課	〃 4F	098-866-2169
農林水産部	農林水産総務課	〃 9F 北側	098-866-2254
商工労働部	産業政策課	〃 8F 北側	098-866-2330
文化観光スポーツ部	観光政策課	〃 8F 南側	098-866-2763
土木建築部	土木総務課	〃 11F 北側	098-866-2384
出納事務局	会計課	〃 1F 南側	098-866-2471

機関名	防災担当	所在地	電話番号
企業局	総務企画課	〃	098-866-2803
病院事業局	病院事業総務課	〃 4F 南側	098-866-2832
教育庁	総務課	〃 13F 北側	098-866-2705
監査委員	事務局	〃 2F 南側	098-864-2530
労働委員会	調整審査課	〃 2F 南側	098-866-2551
人事委員会	総務課	〃 2F 北側	098-866-2544
県議会事務局	総務課	〒900-8501 那覇市泉崎 1-2-3	098-866-2572
北部合同庁舎	北部土木事務所	〒905-0015 名護市大南 1-13-11 3F	0980-53-1255
中部合同庁舎	中部土木事務所	〒904-2155 沖縄市美原 1-6-34 3F	098-894-6510
南部合同庁舎	南部土木事務所	〒900-0029 那覇市旭町 116-37 8F	098-866-1129
宮古合同庁舎	宮古事務所	〒906-0012 宮古島市平良西里 1125	0980-72-2551
八重山合同庁舎	八重山事務所	〒907-0002 石垣市真栄里 438-1	0980-82-3040

(4) 沖縄県警察

機関名	防災担当	所在地	電話番号
沖縄県警察本部	警備第二課	〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110
与那原警察署	警備課	〒901-1303 与那原町与那原 3085	098-945-0110

(5) 市町村

機関名	防災担当	所在地	電話番号
那覇市	防災危機管理課	〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1 5F	098-861-1102
宜野湾市	防災危機管理室	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 1-1-1	098-892-3151
石垣市	防災危機管課	〒907-8501 石垣市字真栄里 672	0980-87-5533
浦添市	防災危機管理課	〒901-2501 浦添市字安波茶 1-1-1 3F	098-876-1190
名護市	総務課防災基地対策係	〒905-0014 名護市字港 1-1-1	0980-53-1212
糸満市	秘書防災課	〒901-0392 糸満市字潮崎町 1-1	098-840-8245
沖縄市	防災課	〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26-1 3F	098-939-7773
豊見城市	総務課防災危機管理班	〒901-0292 豊見城市宜保 1-1-1	098-850-8165
うるま市	危機管理課	〒904-2292 うるま市みどり町 1-1-1 東 3F	098-979-6760
宮古島市	防災危機管理課	〒906-8501 宮古島市平良西里 1140	0980-73-1961
南城市	秘書防災課	〒901-1495 南城市佐敷字新里 1870	098-917-5378
国頭村	総務課	〒905-1495 国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大宜味村	総務課	〒905-1392 大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東村	総務財政課	〒905-1292 東村字平良 804	0980-43-2201
今帰仁村	総務課	〒905-0492 今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本部町	総務課	〒905-0292 本部町字東 5	0980-47-2101
恩納村	総務課	〒904-0492 恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜野座村	総務課	〒904-1392 宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金武町	総務課	〒904-1292 金武町字金武 1 2F	098-968-2111
伊江村	総務課	〒905-0592 伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読谷村	総務課	〒904-0392 読谷村字座喜味 2901	098-982-9201
嘉手納町	総務課	〒904-0293 嘉手納町字嘉手納 588 2F	098-956-1111

機関名	防災担当	所在地	電話番号
北谷町	基地・安全対策課	〒904-0192 北谷町字桑江 1-1-1	098-936-1234
北中城村	総務課	〒901-2392 北中城村字喜舎場 426-2 2F	098-935-2233
中城村	総務課	〒901-2493 中城村字当間 585-1	098-895-2131
西原町	環境安全課	〒903-0220 西原町字与那城 140-1	098-945-5018
与那原町	生活環境安全課	〒901-1392 与那原町字上与那原 16	098-945-4688
南風原町	総務課	〒901-1195 南風原町字兼城 686	098-889-4415
久米島町	総務課	〒901-3193 久米島町字比嘉 2870 仲里庁舎	098-985-7121
八重瀬町	総務課	〒901-0492 八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200
渡嘉敷村	総務課	〒901-3592 渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座間味村	総務課	〒901-3496 座間味村字座間味 109	098-987-2311
栗国村	総務課	〒901-3792 栗国村字東 483	098-988-2016
渡名喜村	総務課	〒901-3692 渡名喜村 1917-3	098-989-2002
南大東村	総務課	〒901-3895 南大東村字南 144-1	0980-22-2001
北大東村	総務課	〒901-3992 北大東村字中野 218	0980-23-4001
伊平屋村	総務課	〒905-0793 伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊是名村	総務課	〒905-0695 伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
多良間村	総務財政課	〒906-0692 多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2619
竹富町	防災危機管理課	〒907-8503 石垣市美崎町 11-1	0980-82-1109
与那国町	総務課	〒907-1801 与那国町字与那国 129	0980-87-2241

(消防本部)

消防本部名 (構成)	所在地	電話番号
那覇市消防局	〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖縄市消防本部	〒904-2153 沖縄市美里 5-29-1	098-929-1192
浦添市消防本部	〒901-2102 浦添市前田 2-14-1	098-875-0119
宜野湾市消防本部	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 677	098-892-2299
名護市消防本部	〒905-0021 名護市字東江 5-2-29	0980-52-2121
うるま市消防本部	〒904-2224 うるま市字大田 44-1	098-973-4838
糸満市消防本部	〒901-0325 糸満市字大里 962	098-992-3661
石垣市消防本部	〒907-0023 石垣市字石垣 420-1	0980-82-4050
宮古島市消防本部	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1792-6	0980-72-0943
豊見城市消防本部	〒901-0242 豊見城市字高安 339-1	098-850-3105
久米島町消防本部	〒901-3121 久米島町字嘉手苅 970	098-985-3281
本部町・今帰仁村消防組合消防本部 (本部町、今帰仁村)	〒905-0212 本部町字大浜 850-3	0980-47-7119
島尻消防組合消防本部 (南城市、八重瀬町)	〒901-0619 南城市玉城字屋嘉部 194	098-948-2512
島尻消防署佐敷出張所	〒901-1406 南城市佐敷字屋比久 712	098-947-0124
東部消防組合消防本部 (与那原町、南風原町、西原町)	〒901-1103 南風原町字与那覇 226	098-945-2200
ニライ消防本部 (読谷村、嘉手納町、北谷町)	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914
中城・北中城消防組合消防本部 (中城村、北中城村)	〒901-2314 北中城村字大城 404	098-935-4748

消防本部名（構成）	所在地	電話番号
金武地区消防衛生組合消防本部 （金武町、恩納村、宜野座村）	〒904-1294 金武町字金武 7745	098-968-2020
国頭地区行政事務組合消防本部 （国頭村、大宜味村、東村）	〒905-1411 国頭村字辺土名 1727	0980-41-5100

(6) 指定公共機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
N T T 西日本(株) 沖縄支店	設備部 災害対策室	〒901-2133 浦添市城間 4-35-1	098-871-2820
(株)ドコモ CS 九州 沖縄支店	—	〒900-0025 那覇市壺川 3-3-5	098-833-7615
日本銀行那覇支店	総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 1-2-1	098-869-0136
日本赤十字社沖縄県支部	事業推進課	那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F	098-835-1180
日本放送協会沖縄放送局	企画編成	〒900-8535 那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖縄電力(株)	防災室	〒901-2602 浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
西日本高速道路(株) 九州支社沖縄高速道路事 務所	総括課	〒901-2101 浦添市字西原 4-41-1	098-870-5952
日本郵便(株)沖縄支社	支店長室 総務部	〒900-8797 那覇市東町 26-29	098-865-2215

(7) 指定地方公共機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
(一社) 沖縄県医師会 （(一社) 南部地区医師会）	事務局	〒901-1105 南風原町字新川 218-9 〒901-0411 八重瀬町字友寄 891-1	098-888-0087 098-998-8572
(公社) 沖縄県看護協会	事務局	〒901-1105 南風原町字新川 272-17	098-888-3155
(一社) 沖縄県バス協会	事務局	〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉球海運(株)	事務局	〒900-0036 那覇市西 1-24-11	098-868-8161
日本トランスオーション航空(株)	路線事業 部	〒900-0027 那覇市山下町 3-24	098-857-2112
沖縄都市モノレール(株)	総務課	〒901-0143 那覇市字安次嶺 377-2	098-859-2630
(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会	—	〒901-0152 那覇市小祿 1831-1	098-858-9562
(一社) 沖縄県女性連合会	—	〒902-0066 那覇市大道 172	098-884-5333
沖縄セルラー電話(株)	—	〒900-8540 那覇市松山 1-2-1	098-869-1001
(一社) 沖縄県薬剤師会	—	〒901-1105 南風原町字新川 218-10	098-963-8930
(社福) 沖縄県社会福祉協議会	—	〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1	098-887-2000
(一財) 沖縄観光コンベンション ビューロー	—	那覇市字小祿 1831-1 沖縄産業支援センター2F	098-859-6123
(公社) 沖縄県トラック協会	—	〒900-0001 那覇市港町 2-5-23	098-863-0280
琉球放送(株)	経営管理 本部	〒900-8588 那覇市久茂地 2-3-1	098-867-2151
沖縄テレビ放送(株)	総務局	〒900-8604 那覇市久茂地 1-2-20	098-863-2111
(株) ラジオ沖縄	制作報道 局	〒900-8604 那覇市西 1-4-8	098-869-2211

機関名	防災担当	所在地	電話番号
(株)エフエム沖縄	総務部	〒901-2525 浦添市小湾 40	098-877-2361
琉球朝日放送(株)	総務局	〒900-8510 那覇市久茂地 2-3-1	098-860-1199
(一社)沖縄県歯科医師会	—	〒901-1105 南風原町字新川 218-1	098-996-3561

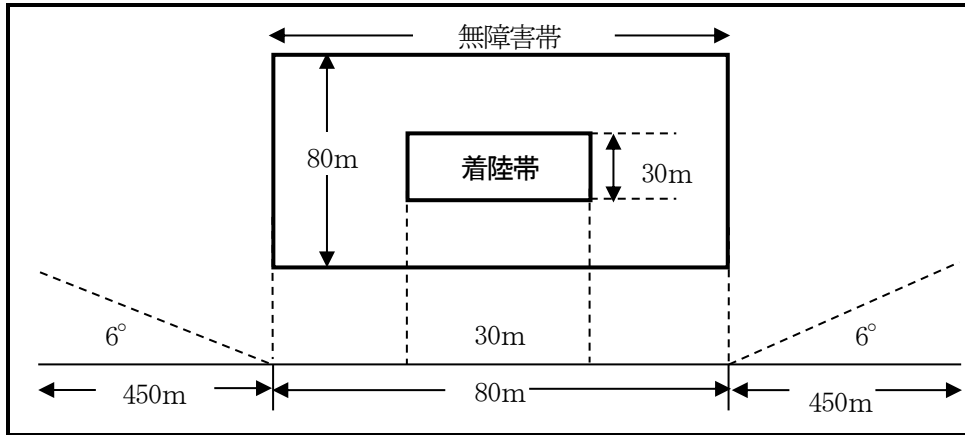
(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	所在地	電話番号
(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団	〒901-2221 宜野湾市伊佐 4-2-16	098-942-9212
沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	〒900-0035 那覇市通堂町 2-1	098-861-4166
(公社)沖縄県獣医師会	〒900-0024 那覇市古波蔵 1-24-28	098-853-8001
(一社)沖縄県建設業協会	〒901-2131 浦添市牧港 5-6-8	098-876-5211
沖縄県土地改良事業団体連合会	〒901-1112 南風原町本部 453-3	098-888-4522
沖縄県農業協同組合	〒900-0023 那覇市楚辺 2-33-18	098-831-5555
沖縄県漁業協同組合連合会	〒900-0016 那覇市前島 3-25-39 沖縄県水産会館 1 階	098-860-2600
沖縄県森林組合連合会	〒901-1101 南風原町字大名 95-1	098-888-0676
沖縄県商工会連合会	〒901-0152 那覇市小祿 1831-1 沖縄産業支援センター 6F	098-859-6150
南城市商工会	〒901-1403 南城市佐敷字佐敷 43	098-947-1283
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	〒900-0021 那覇市泉崎 2-103-4	098-855-1344
(公財)沖縄県交通安全協会連合会	〒901-0225 豊見城市豊崎 3-57	098-851-7900
沖縄県石油商業組合 沖縄県石油業協同組合	〒901-0405 八重瀬町字伊覇 228	098-998-1871
(一社)沖縄県産業資源循環協会	〒901-2131 添市牧港 5-6-8 沖縄県建設会館 6 階	098-878-9360
(公社)沖縄県環境整備協会	〒901-1202 南城市大里字大里 2013	098-835-8833
島尻環境美化センター	〒901-0614 南城市玉城字奥武 996	098-948-7070
(社福)南城市社会福祉協議会	〒901-1412 南城市佐敷字新里 1870 (南城市役所庁舎内)	098-917-5692
J Aおきなわ 南城支店	〒901-1206 南城市大里字仲間 1155	098-945-2157
佐敷中城漁業協同組合	〒901-1414 南城市佐敷字津波古 375-2	098-947-6723
知念漁業協同組合	〒901-1503 南城市知念字知名 1198	098-947-6616

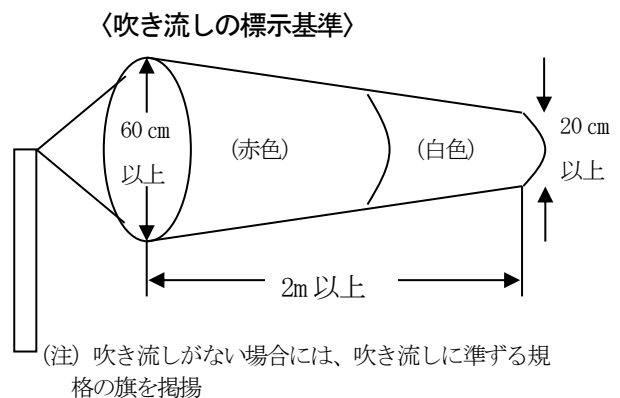
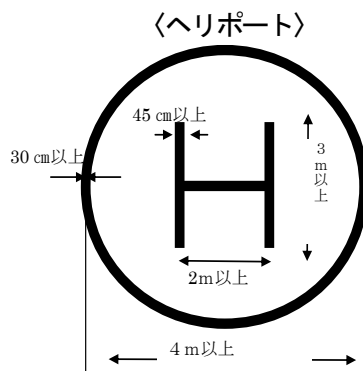
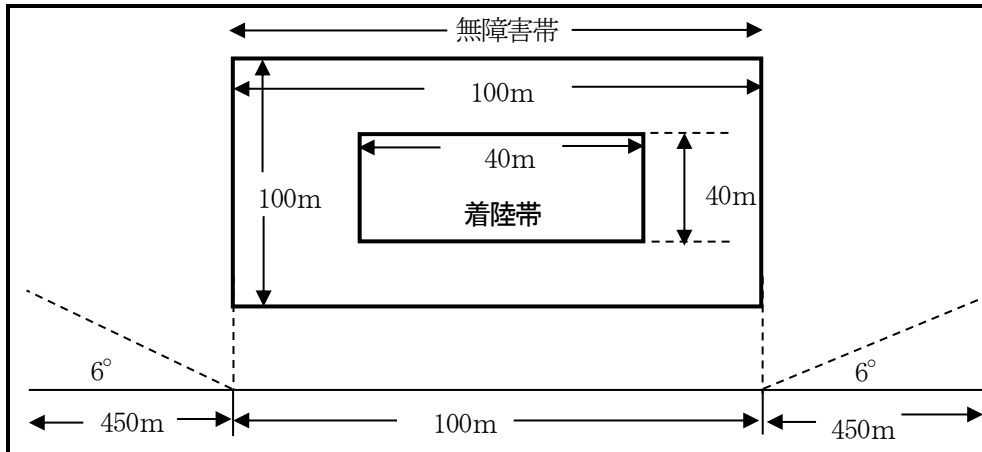
3-4 ヘリポートの準備要領

(1) ヘリポートの設置

① 中型機（UH-60JA）の場合



② 大型機（V-107、CH-47J）の場合

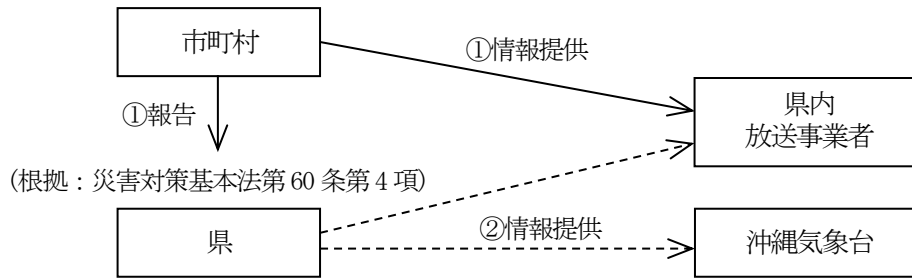


(2) 受入れ時の準備

- 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向き、風速の判定ができるよう吹き流しを掲揚する。
- 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を行う。
- 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- 離着陸時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- 着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

3-5 避難指示等情報の伝達ルート及び手段

1 伝達ルート



- (1) 原則、市町村から県及び放送業者双方へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確保する。
- (2) 直接、市町村から放送局への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確保する。
- (3) 県は、市町村から避難指示等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて情報提供を行うことができるよう伝達ルートを確保する。
- (4) 避難指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者へ情報提供を行うことができるよう伝達ルートを確保する。

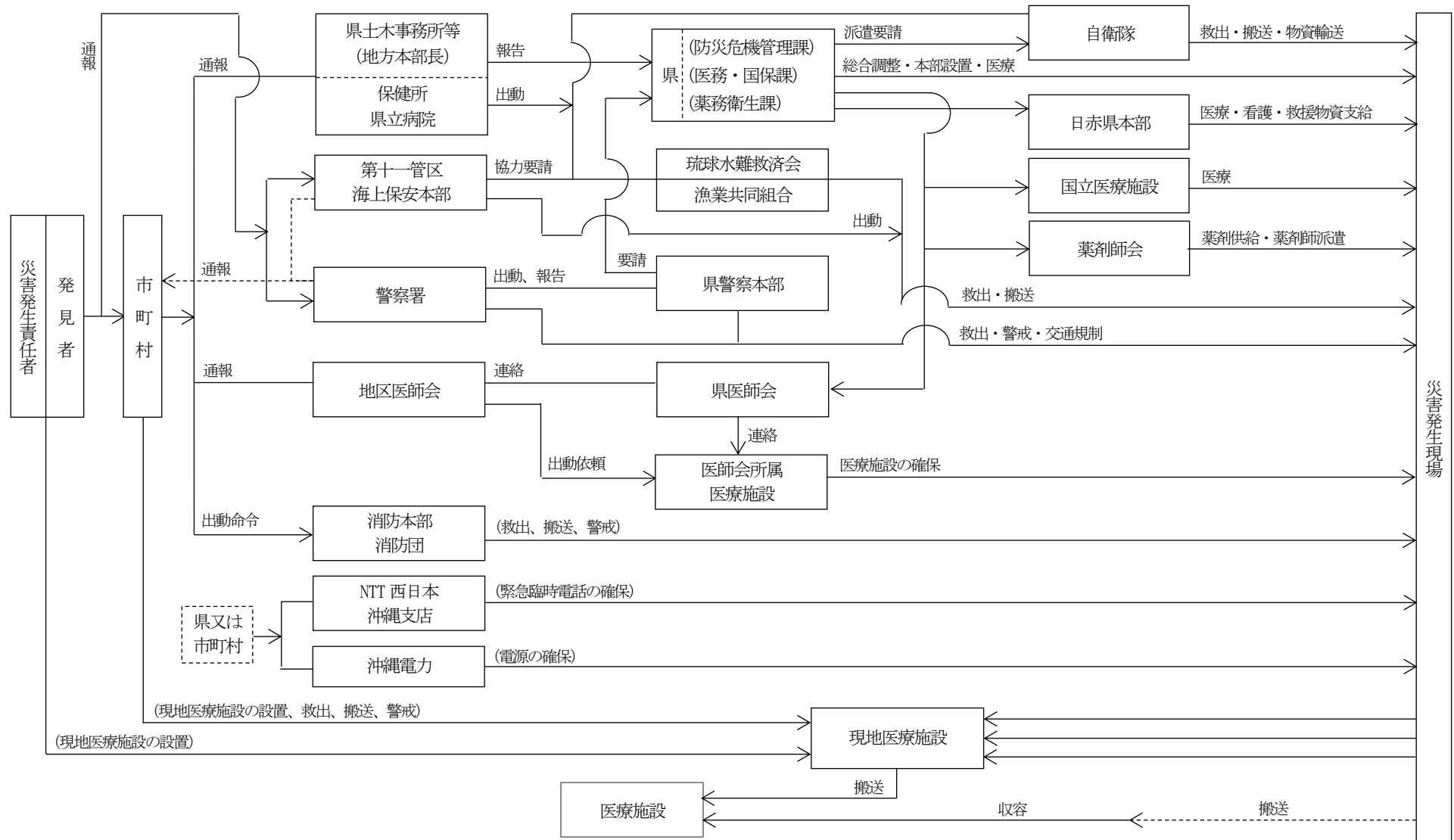
2 伝達手段

- (1) 原則として、伝達手段はFAX 及び電話とする。
- (2) 市町村は、迅速にFAX 送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者のFAX 番号等をFAX に登録しておき一斉送信できるようにしておく。
- (3) 県は、市町村から避難指示等の報告をFAX 及び電話により受けた場合は、県から放送事業者及び沖縄気象台に対して、その旨を速やかにFAX 及び電話により連絡する。
- (4) 市町村及び県は、災害時の状況によりFAX での伝達手段が困難な場合は、電話による伝達も可能とする。
- (5) 市町村及び県は、上記(4)により情報を伝達した場合は、FAX による情報伝達が可能となったとき、同一情報を速やかにFAX で放送業者に提供しなければならない。

[通信回線]

- ①沖縄県総合行政情報通信ネットワーク
- ②公衆回線
- ③非常通信ルート

資料-31



3-7 緊急輸送道路ネットワーク計画図

●南部地域

◇緊急輸送道路の種類

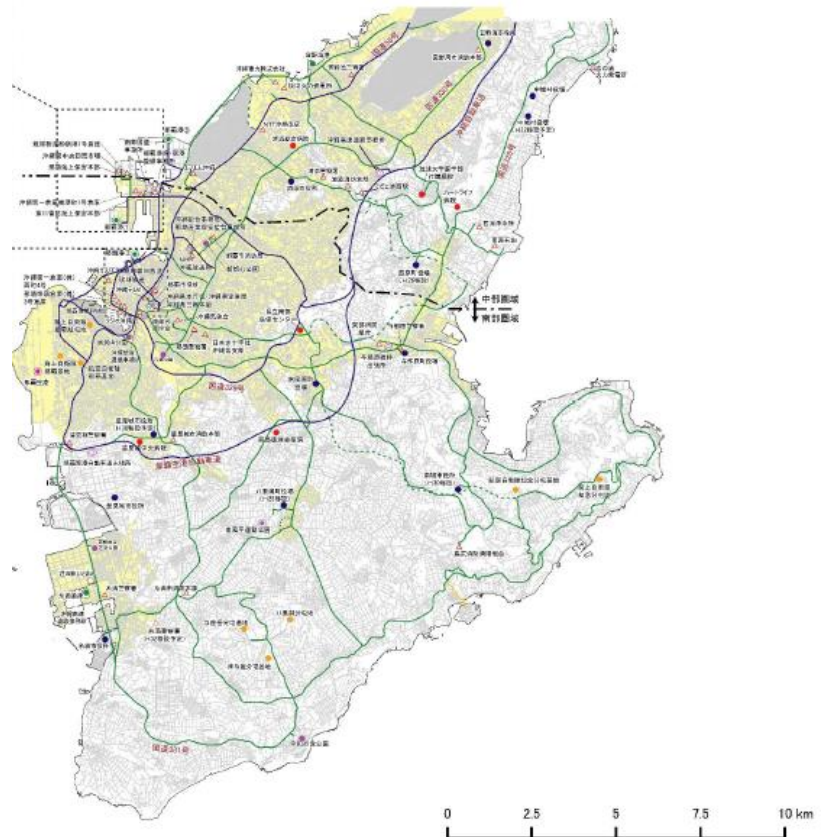
- 第1次緊急輸送道路
 - - - 第1次緊急輸送道路(供用予定)
 - - - 第2次緊急輸送道路
 - - - 第2次緊急輸送道路(供用予定)
 - - - 第3次緊急輸送道路
 - - - 第3次緊急輸送道路(供用予定)
- ※破線は5年以内の供用を予定している

◇拠点の種類

- 県庁舎
- 広域市町村圏中心城市等庁舎
- 市町村庁舎
- 港湾(重要港湾)
- 空港
- 自衛隊
- 広域防災拠点
- 広域避難場所
- 災害医療拠点
- 道路管理者事務所
- 道の駅
- △ その他

◇その他

- 米軍基地
- DID 地区



(資料：沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（沖縄本島：南部圏域）平成31年2月)

3-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法施行細則

最終改正 令和5年11月10日（沖縄県規則第51号）

別表第1（第2条関係）

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
避難所の供与	(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 (2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 (3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項に規定する避難所の設置にあつては、災害が発生するおそれがある場合において必要となる費用に限る。）として、1人1日当たり340円以内とする。 (4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。 (5) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与できる。 (6) 法第4条第1項第1号に規定する避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣と協議して当該機関を定める場合には、この限りではない。 (7) 法第4条第2項に規定する避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から次に掲げる日までの期間とする。 ア 災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日 イ 災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じたため法第2条第2項の規定による救助を終了する旨を公示し、及び同条第1項の規定による救助を行う旨を公示した日
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。 (1) 建設型応急住宅 ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用できる。 イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。 ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。 オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。 カ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。 キ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 (2) 賃貸型応急住宅 ア 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 イ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。 ウ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とする。
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(1) 炊き出しその他による食品の給与 ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。 ウ 炊き出しその他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1 人 1 日当たり 1,230 円以内とする。 エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。 (2) 飲料水の供給 ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。 イ 飲料水の供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。 ウ 飲料水を供給できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間																								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。																								
	(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ア 被服、寝具及び身の回りの品 イ 炊事用具及び食器 ウ 日用品 エ 光熱材料																								
	(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。 なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。 ア 住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯																								
	<table><tr><th>季別</th><th>世帯区分 期間</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th></tr><tr><td>夏季</td><td>4月から9月まで</td><td>円 19,200</td><td>円 24,600</td><td>円 36,500</td><td>円 43,600</td><td>円 55,200</td><td>円 8,000</td></tr><tr><td>冬季</td><td>10月から翌年3月まで</td><td>円 31,800</td><td>円 41,100</td><td>円 57,200</td><td>円 66,900</td><td>円 84,300</td><td>円 11,600</td></tr></table>	季別	世帯区分 期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	4月から9月まで	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200	円 8,000	冬季	10月から翌年3月まで	円 31,800	円 41,100	円 57,200	円 66,900	円 84,300	円 11,600
	季別	世帯区分 期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																	
	夏季	4月から9月まで	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200	円 8,000																	
	冬季	10月から翌年3月まで	円 31,800	円 41,100	円 57,200	円 66,900	円 84,300	円 11,600																	
	イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯																								
	<table><tr><th>季別</th><th>世帯区分 期間</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th></tr><tr><td>夏季</td><td>4月から9月まで</td><td>円 6,300</td><td>円 8,400</td><td>円 12,600</td><td>円 15,400</td><td>円 19,400</td><td>円 2,700</td></tr><tr><td>冬季</td><td>10月から翌年3月まで</td><td>円 10,100</td><td>円 13,200</td><td>円 18,800</td><td>円 22,300</td><td>円 28,100</td><td>円 3,700</td></tr></table>	季別	世帯区分 期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	4月から9月まで	円 6,300	円 8,400	円 12,600	円 15,400	円 19,400	円 2,700	冬季	10月から翌年3月まで	円 10,100	円 13,200	円 18,800	円 22,300	円 28,100	円 3,700
	季別	世帯区分 期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																	
夏季	4月から9月まで	円 6,300	円 8,400	円 12,600	円 15,400	円 19,400	円 2,700																		
冬季	10月から翌年3月まで	円 10,100	円 13,200	円 18,800	円 22,300	円 28,100	円 3,700																		
(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。																									
医療及び助産	(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものとする。																								
	(2) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。																								
	(3) 医療は、次の範囲内において行う。 ア 診療 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術																								

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	エ 病院又は診療所への収容 オ 看護 (4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。 (5) 医療を行うことができる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。 (6) 助産は、災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。 (7) 助産は、次の範囲内において行う。 ア 分べんの介助 イ 分べん前及び分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 (8) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。 (9) 助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。
被災者の救出	(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものとする。 (2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。 (3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。
被災した住宅の応急修理	(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。 イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり 50,000 円以内とする。 ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。 (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。 イ 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1 世帯当たり次に掲げる額以内とする。 (ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000 円 (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円 ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から 3 月以内（災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 月以内)に完了しなければならない。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
生業に必要な資金の貸与	(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。 (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。 (3) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額以内とする。 ア 生業費 1件当たり 30,000 円 イ 就職支度費 1件当たり 15,000 円 (4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。 ア 貸与期間 2年以内 イ 利子 無利子 (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。 (6) 生業に必要な資金の貸与については、生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図るものとする。
学用品の給与	(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。 (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目以内において現物により行う。 ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品 (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 ア 教科書代 (ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具費及び通学用品費 (ア) 小学校児童 1人当たり 4,800 円 (イ) 中学校生徒 1人当たり 5,100 円 (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,600 円 (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。
死体の搜索	(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。 (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。 (3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
死体の処理	(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。 (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 - イ 死体の一時保存 - ウ 検案 (3) 検案は、原則として救護班によって行う。 (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり 3,500 円以内とする。 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり 5,500 円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるとき、当該地域における通常の実費を加算することができる。 - ウ 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。 (5) 死体の処理の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
埋葬	(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 (2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 - ア 棺（附属品を含む。） - イ 埋葬又は火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。） - ウ 骨つば及び骨箱 (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人（12 歳以上）219,100 円以内、小人（12 歳未満）175,200 円以内とする。 (4) 埋葬することができる期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
障害物の除去	(1) 障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。 (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均が 138,700 円以内とする。 (3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 - ア 被災者（法第 4 条第 2 項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援 - イ 医療及び助産 - ウ 被災者の救出 - エ 飲料水の供給 - オ 死体の捜索 - カ 死体の処理 - キ 救済用物資の整理配分

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	(2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。 (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

別表第2（第10条関係）

法第7条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の額
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	(1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,500 円以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 16,500 円以内 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,500 円以内 エ 救急救命士 1人1日当たり 14,200 円以内 オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,600 円以内 カ 大工 1人1日当たり 25,700 円以内 キ 左官 1人1日当たり 27,300 円以内 ク とび職 1人1日当たり 28,500 円以内 (2) 時間外勤務手当 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 (3) 旅費 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）において定める額以内とする。
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

3-9 被災者生活再建支援制度について

被災者生活再建支援制度について

1 制度の概要

この制度は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 対象災害

自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象)により生ずる被害で、次のいずれかに該当した場合に対象となる(施行令第1条第1号～第3号)。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ※1号：人口3万人以上5万人未満の市町村で60世帯が住家滅失する被害が発生した市町村
 - ※2号：都道府県内の区域内人口が100万人以上200万人未満で1500世帯が住家滅失の被害が発生した場合、1号の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村
(住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもってそれぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる)
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る)
- ⑤ ①～③区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
 - ・5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人以上10万人未満のものに限る)
 - ・2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満のものに限る)

3 対象世帯

- ① 全壊世帯：住宅が全壊した世帯(損壊割合50%以上)
- ② 解体世帯：住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯
(半壊解体世帯・敷地被害解体世帯)
- ③ 長期避難世帯：災害による危険継続で住宅に居住不能な状態が長期間継続中の世帯
- ④ 大規模半壊世帯：住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯
(損壊割合40%台)
- ⑤ 中規模半壊世帯：住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯
(損壊割合30%台)

4 支給額

支援金の対象となる経費は、(A)基礎支援金と(B)加算支援金に区分され、定額支給される。

区 分	損害割合	支援金の支給額			合 計
		(A) 基礎 支援金	(B) 加算支援金		
			再建手段	支給額	
①全壊	50%以上	1 0 0 万円	a 建設・購入	2 0 0 万円	3 0 0 万円
②解体			b 補 修	1 0 0 万円	2 0 0 万円
③長期避難			c 賃 借	5 0 万円	1 5 0 万円
④大規模半壊	40%台	5 0 万円	a 建設・購入	2 0 0 万円	2 5 0 万円
			b 補 修	1 0 0 万円	1 5 0 万円
			c 賃 借	5 0 万円	1 0 0 万円
⑤中規模半壊	30%台	—	a 建設・購入	1 0 0 万円	1 0 0 万円
			b 補 修	5 0 万円	5 0 万円
			c 賃 借	2 5 万円	2 5 万円

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合、加算支援金(複数世帯の事例)の支給額は合計で200(補修の場合は100)万円

5 事務取扱等

(1) 申請関係

- ① 申請窓口：市町村
- ② 添付書類：(A) 基礎支援金：罹災証明書、住民票、預金通帳等の写し 等
(B) 加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- ③ 申請期間：(A) 基礎支援金 災害発生日から13月以内
(B) 加算支援金 災害発生日から37月以内

(2) 法人の概要

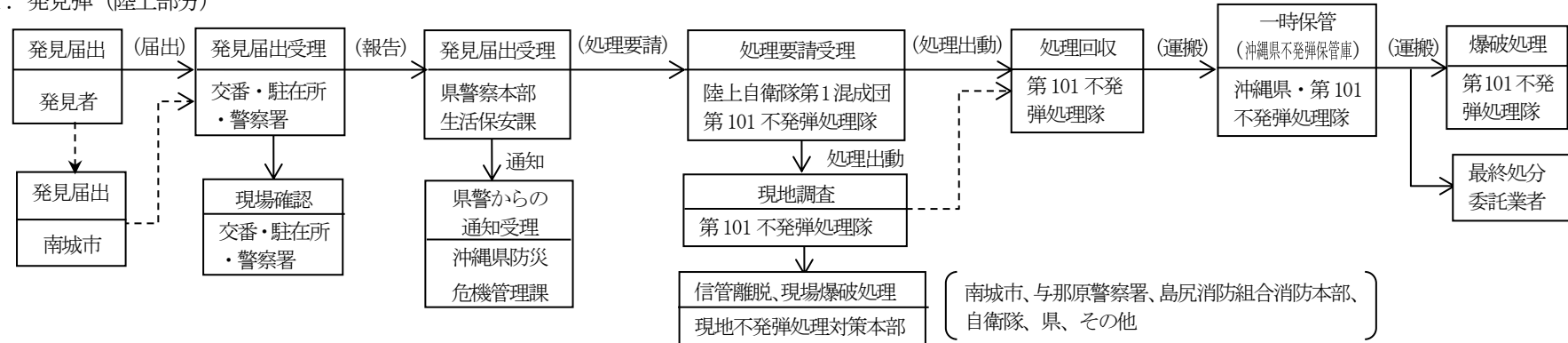
国が(公財)都道府県センターを被災者生活再建支援法人として指定。都道府県より支給事務の委託を受け、支援金の支給及び却下の決定、支援金の支給等の業務を行う。

(3) 被災者生活再建支援基金の原資

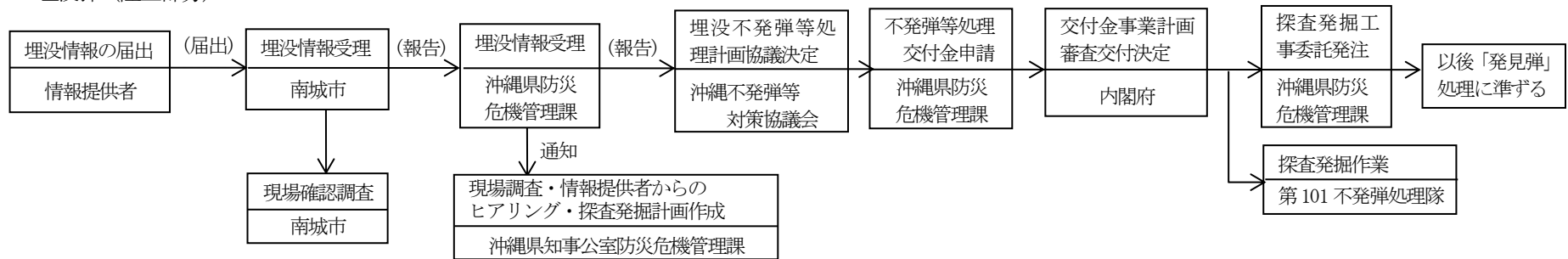
全都道府県から法人に対して総額1,880億円の基金を拠出(本県拠出額:22億8,770万3千円)。負担割合(国:地方=1:1。ただし東日本大震災分は国:地方=8:2)

3-10 不発弾処理業務の流れ

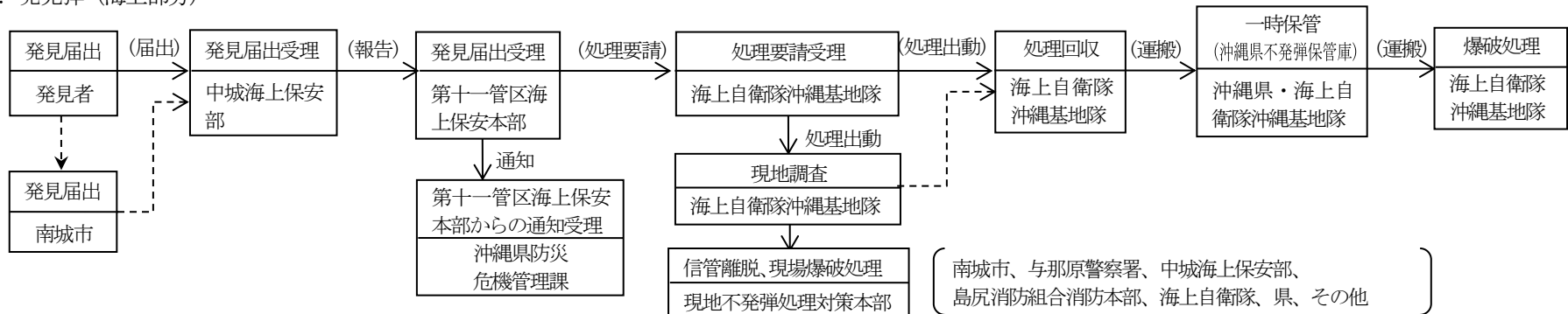
1. 発見弾（陸上部分）



2. 埋没弾（陸上部分）



3. 発見弾（海上部分）



4 条例

4-1 南城市防災会議条例

平成 18 年 1 月 1 日
条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、南城市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南城市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(平 24 条例 27・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、25 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 沖縄県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (7) その他特に必要と認め市長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 6 号及び第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4-2 南城市防災会議条例施行規則

平成 18 年 5 月 19 日
規則第 130 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南城市防災会議条例（平成 18 年南城市条例第 11 号）第 5 条の規定に基づき、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務)

第 2 条 会長は、必要があると認めるときは防災会議を招集し、防災会議の議長となる。

2 会長に事故があるときは、副市長にある委員がその職務を代理する。

3 会長は、緊急を要し会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は軽易なものについて専決処分することができる。

4 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(平 19 規則 8・一部改正)

(会議)

第 3 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 防災会議を招集する場合は、委員に対し招集の日時、場所及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

4 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

5 委員は、前項の場合あらかじめ代理者を指名し、会長に届けなければならない。

(公表の方法)

第 4 条 地域防災計画の公表及びその他公表を要するものについては、南城市公告式条例（平成 18 年南城市条例第 3 号）の例による。

(報酬)

第 5 条 委員の報酬の額は、南城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年南城市条例第 35 号）に基づき支給する。ただし、本市の職員には支給しない。

(庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(平 25 規則 38・一部改正)

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 8 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 1 日規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

4－3 南城市災害対策本部条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、南城市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平 24 条例 28・一部改正）

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

5 気象庁情報

5-1 気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年 3 月 31 日改定

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者によ罹災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

1. 特別警報発表基準一覧表

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

※台風については、指標(発表条件)の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

2. 本市における警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在

【発表官署：沖縄气象台】

南 城 市	府県予報区		沖縄本島地方		
	一次細分区域		本島中南部		
	市町村等をまとめた地域		南部		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	149	
	洪水		流域雨量指数基準	報得川流域=2.9 雄樋川流域=8.4 饒波川流域=7 長堂川流域=3.4	
			複合基準＊1	—	
			指定河川洪水予報 による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s	
			太平洋側	25m/s	
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	2.0m		
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	8		
		土壌雨量指数基準	104		
	洪水	流域雨量指数基準	報得川流域=2.2 雄樋川流域=6.7 饒波川流域=5.6 長堂川流域=2.6		
		複合基準＊1	饒波川流域=（5，5.6） 長堂川流域=（5，2.5）		
		指定河川洪水予報 による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	15m/s	
			太平洋側	15m/s	
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	1.3m		

雷	落雷等により被害が予想される場合		
濃霧	視程	陸上	100m
		太平洋側	500m
乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 60%		
低温	最低気温 5℃以下		
霜	最低気温 5℃以下		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	110mm	

* 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※土壌雨量指数基準: 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。土壌雨量指数基準値は、1km 四方ごとに設定しているが、上記の土壌雨量指数基準は、南城市における基準値の最低値を示している。

※大雨、洪水、波浪、高潮の警報・注意報、暴風警報、強風注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略している。また、濃霧注意報、乾燥注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略している。

3. 雨に関する本市の 50 年に一度の値

令和 4 年 3 月 24 日現在

48 時間雨量 (R48)	3 時間雨量 (R03)	土壌雨量指数 (SWI)
562mm	192mm	302

注 1) 「50 年に一度の値」とは、再現期間 50 年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる 5km 格子の値の平均をとったもの。毎年更新される。

注 2) 大雨特別警報は、50 年に一度の値以上となった 5 km 格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03 は 150mm 以上となった格子をカウント対象とする。) 個々の市町村で 50 年に一度の値以上となった 5 km 格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

6 応援協定

6-1 九州・山口9県災害時相互応援協定

九州・山口9県災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

- 一 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第一号に規定する災害
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの

(支援対策本部の設置)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第4条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。

3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。

4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。

5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。

6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局並びに第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとの担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第5条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。

3 前2項の規定により本部長の職務を代行する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、支援対策本部及び事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第6条 応援の種類は、次のとおりとする。

一 第2条第一号に規定する事象に係るもの

- イ 職員の派遣
- ロ 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ハ 避難施設及び住宅の提供
- ニ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ホ 医療支援
- ヘ 物資集積拠点の確保
- ト 災害廃棄物の処理支援
- チ その他応援のため必要な事項

二 第2条第二号に規定する事象に係るもの

- イ 検体検査
- ロ マスク、防護服等の医療資機材の提供
- ハ その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第7条 応援を受けようとする被災県は、災害等の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。

2 本部長は、災害等の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請（以下「応援要請」という。）が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。

4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

第8条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域（以下「応援地域」という）の割当て又は応援内容の調整を行うものとする。

2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。ただし、第2条第二号に係る応援については、この限りではない。

3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。

4 第1項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。

5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害等への対応)

第9条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、

支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

第11条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
 - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
 - 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
 - 四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
 - 五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。
- 2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

2 この協定は、各県が個別に締結する災害及び感染症等に係る相互応援協定を妨げるものではない。

附則

- 1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成29年10月31日から適用する。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月24日から適用する。

6-2 九州・山口9県災害時応援協定実施要領

九州・山口9県災害時応援協定実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時応援協定（以下「協定」という。）の実施に必要な総括的事項を定めるものとする。

(支援対策本部事務局の組織及び業務)

第2条 協定第3条第5項の規定に基づき定める支援対策本部事務局の組織は次のとおりとする。

- 一 本部事務局長は、九州地方知事会事務局長をもって充てる。
- 二 本部事務局次長は、九州地方知事会会長県審議監（総務、防災担当）をもって充てる。
- 三 本部事務局員は、九州地方知事会事務局職員並びに九州地方知事会会長県の防災担当課等職員及び必要に応じて協定第1条に規定する九州・山口9県（被災県以外の県とする。）から派遣される職員をもって充てる。

2 事務局の業務は、協定第10条第1項に定める事務のほか、次のとおりとする。

- 一 支援対策本部の庶務に関すること。
- 二 被災情報の収集と各県への提供に関すること。
- 三 応援担当県の割当てに関すること。
- 四 応援情報の集約及び各県の応援調整に係ること。
- 五 全国知事会、他のブロック知事会等との調整に関すること。
- 六 広報に関すること。
- 七 その他応援に必要な業務に関すること。

3 協定第4条により、本部長の職務の代行がなされた場合の事務局は、職務を代行する知事が別に定めるものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第6項の規定に基づき定める支援対策本部との連絡調整のための各県の総合連絡担当部局は別表のとおりとする。

(応援要請に係る手続等)

第4条 協定第6条各項（第2項を除く。）の規定に基づく応援の要請は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

2 被災県は、協定第5条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

- 一 協定第5条第2号から第5号までの応援以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段
- 二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域及び必要とする応援の具体的内容

(応援地域の割当て)

第5条 協定第7条第1項の規定により応援県を割り当てる場合は、各県に対し応援の意向

を聴取するものとする。

- 2 支援対策本部は、各県の意向を踏まえて応援地域の割当てを行い、その結果を応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）及びそれ以外の県に対し通知するものとする。
- 3 応援の相手方は被災県とし、応援地域は、当該被災県の全域又は市町村ブロック圏域を対象とする。
- 4 協定第7条第1項による応援内容の調整を行うときは、被災県からの応援要請の内容を速やかに被災県以外の九州・山口各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。

（応援担当県等による応援）

第6条 応援担当県は、割り当てられた応援担当地域の応援すべき内容を把握し、基本的に応援担当県で完結して応援を実施する。

- 2 前項の規定による応援実施のため、応援担当県は、応援地域に連絡員の派遣、現地応援事務所の設置等を行い、応援すべき内容の把握に努めるものとする。
- 3 応援担当県の応援及び協定第7条第5項の規定による応援の実施は、別に定める応援種類ごとの実施細目によるものとする。
- 4 応援担当県は、自ら完結して応援を行えない場合は、支援対策本部に対し応援内容の調整を依頼することができる。

（経費の負担基準）

第7条 協定第9条第1項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

- 2 協定第9条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることができる。

（職員の公務災害補償）

第8条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成２３年１０月３１日から施行する。
- 2 九州・山口９県災害時相互応援協定運営要領は、廃止する。

別表 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部防災危機管理局 防災企画課
佐賀県	統括本部 消防防災課
長崎県	危機管理監 危機管理課
熊本県	知事公室 危機管理防災課
大分県	生活環境部 防災対策室
宮崎県	総務部危機管理局 危機管理課
鹿児島県	危機管理局 危機管理防災課
沖縄県	知事公室 防災危機管理課
山口県	総務部 防災危機管理課

6-3 南城市災害時応援協定一覧

協定締結日	協定先	協定内容
平成 19 年 12 月 5 日	浦添市伊祖 5-14-1	災害時対応自動販売機設置協定
	沖縄コカ・コーラボトリング株式会社	
平成 19 年 12 月 5 日	浦添市伊祖 5-14-1	災害時物資供給協定
	沖縄コカ・コーラボトリング株式会社	
平成 20 年 5 月 1 日	南城市佐敷字新開 1-340	災害時応急生活物資供給協力協定
	株式会社 丸大（佐敷店）	
平成 20 年 5 月 28 日	南城市佐敷字佐敷 43 番地	災害時応援協定
	南城市商工会建設業部会	
平成 22 年 3 月 11 日	宜野湾市大山 7-5-2	緊急時飲料水提供
	沖縄ペプシビバレッジ株式会社	
平成 22 年 8 月 2 日	宜野湾市大山 7-13-3	災害時対応自動販売機設置協定
	沖縄ヤクルト株式会社	
平成 23 年 1 月 12 日	南風原町字兼城 514 番地 1	マックバリュ佐敷店災害時被災者に対する防災活動協定
	琉球ジャスコ株式会社	
平成 24 年 10 月 29 日	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1・南風原町字兼城 514 番地 1	イオンタウン南城大里店災害時被災者に対する防災活動協定
	イオンタウン株式会社・イオン琉球株式会社	
平成 24 年 10 月 29 日	那覇市奥武山町 46 番地	災害時における電力供給協定
	ニッポンレンタカー株式会社	
平成 26 年 2 月 25 日	那覇市泉崎 1-1-1	災害時相互応援協定
	那覇市役所	
平成 27 年 3 月 2 日	那覇市おもろまち 2-1-1	災害時情報交換及び応援協定
	沖縄総合事務局	
平成 27 年 11 月 1 日	嘉手納町字屋良 1 2 2 0 番地	緊急患者空輸に係る自衛隊への災害派遣要請及び仮通報の運用に関する協定
	沖縄県消防通信指令施設運営協議会	
平成 29 年 4 月 5 日	浦添市城間四丁目 35 番 1 号	災害用特設電話の設置・利用に関する協定
	西日本電信電話株式会社沖縄支社	
平成 29 年 8 月 14 日	南城市玉城字前川 1336 番地	災害時における防災活動協力に関する協定
	株式会社 南都	
令和 2 年 6 月 1 日	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	災害時に係る情報発信等に関する協定
	ヤフー株式会社	
令和 2 年 12 月 22 日	南城市知念字具志堅 330 番地	避難所開設相互応援協定
	沖縄刑務所	
令和 4 年 11 月 1 日	沖縄県那覇市旭町 114 番地 4	災害時における相互連携に関する協定
	沖縄電力株式会社	
令和 4 年 11 月 1 日	沖縄県沖縄市比屋根 2-15-1	災害時における宿泊施設等利用の協力に関する協定
	タピック沖縄株式会社	
令和 5 年 3 月 27 日	沖縄県那覇市泉崎 1-2-2	災害時等におけるフォワードベースの指定に関する協定
	沖縄県	

6－4 福祉避難所協定一覧

■災害時要援護者受入協定

協定締結日	協定先	法人名
平成 25 年 3 月 29 日	南城市知念字久手堅 275 番地 1	社会福祉法人 立命会
平成 25 年 3 月 29 日	南城市佐敷字小谷 238 番地 1	社会福祉法人 喜寿会
平成 25 年 3 月 29 日	南城市玉城字喜良原 535 番地	社会福祉法人 以和貴会
平成 25 年 3 月 29 日	南城市大里字大城 1392 番地	社会福祉法人 憲章会

7 様式

7-1 災害対策配備要員指名名簿

自宅電話		自宅電話	
携帯電話		携帯電話	
住 所		住 所	
備 考		備 考	

課長等	課長氏名		係長氏名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	住 所		住 所	
	備 考		備 考	

第一配備要員	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	住 所		住 所	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	住 所		住 所	
	備 考		備 考	

第二配備要員	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	住 所		住 所	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	住 所		住 所	
	備 考		備 考	

第三配備要員（全職員）	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	住 所		住 所	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	住 所		住 所	
	備 考		備 考	

7-2 災害対策配備要員名簿

年 月 日

災害対策配備要員名簿

総務対策部長 殿

部長

みだしのことについて、下記のとおり配備したので報告します。

	職 名	氏 名	配備時間	備 考
1			時 分～ 時 分	
2			時 分～ 時 分	
3			時 分～ 時 分	
4			時 分～ 時 分	
5			時 分～ 時 分	
6			時 分～ 時 分	
7			時 分～ 時 分	
8			時 分～ 時 分	
9			時 分～ 時 分	
10			時 分～ 時 分	

※ 記入については、災害警戒本部及び災害対策本部に配備されているもの、又は主管部局等から出勤命令があり、かつ災害対策要員として従事したものに限る。(通常業務の延長としての業務対策は含まない。)

7-3 災害概況調査票

災害概況調査票（参集後に各自で記入すること）

総務1班 整理番号 _____

●報告者氏名					
●災害対策部班名		部		班	
●参集報告					
参集日時		年	月	日	時 分
●見聞情報（参集時に見聞した情報）					
・ 自宅付近の状況（あなたの自宅の住所等も記入すること） ・ 道路の状況 ・ 建物被害の状況 ・ 救助者の有無 ・ 火災の発生状況 ・ その他気付いたこと					
火災や人命に関わる場合は、直接消防本部及び総務対策部総務1班に連絡する					
●地図・略図					

7-4 災害即報様式

災害即報様式第1号

災 害 概 況 即 報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不 明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
	*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。 被害集中地域…									
応 急 対 策 の 状 況										

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

災害即報様式第2号

被害状況即報

市町村名			区 分			被 害				
災 害 名 報 告 番 号			災害名 第 報 (月 日 時現在)			田	流失・埋没	ha		
							冠 水	ha		
							畑	流失・埋没		ha
								冠 水		ha
報告者名						文 教 施 設	箇所			
区 分			被 害			病 院	箇所			
人 的 被 害	死 者	人	そ の 他	道 路	箇所					
	行方不明	人		橋 り ょ う	箇所					
	負傷者	重 傷		人	河 川	箇所				
		軽 傷		人	港 湾	箇所				
住 家 被 害	全 壊	棟	そ の 他	砂 防	箇所					
		世帯		清 掃 施 設	箇所					
		人		崖 く ず れ	箇所					
	半 壊	棟		鉄 道 不 通	箇所					
		世帯		被 害 船 舶	隻					
		人		水 道	戸					
	一部破損	棟		電 話	回線					
		世帯		電 気	戸					
		人		ガ ス	戸					
	床上浸水	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所					
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟		罹 災 世 帯 数	世帯					
		世帯		罹 災 者 数	人					
人		火 災 発 生	建 物	件						
非 住 家	公共建物	棟	危 険 物	件						
	そ の 他	棟	そ の 他	件						

区 分			被 害			災 害 対 策 本 部 設 置 ・ 措 置 状 況	1. 設 置 令和 年 月 日			
公 立 文 教 施 設			千円				2. 廃 止 令和 年 月 日			
農 林 水 産 業 施 設			千円				3. 避難状況			
公 共 土 木 施 設			千円				4. 応援要請の概要			
その他の公共施設			千円				5. 応急措置の概要			
小 計			千円				6. 救助活動の概要			
そ の 他	農 産 被 害	千円					7. その他の措置			
	林 産 被 害	千円								
	畜 産 被 害	千円								
	水 産 被 害	千円								
	商 工 被 害	千円								
そ の 他			千円				災 害 救 助 法 の 適 用 有・無			
被 害 総 額			千円				消防職員出動延人数 人			
備 考	消防団員出動延人数 人									
	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難指示等の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況									

注1) 被害額は省略できるものとする。

注2) 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

7-5 災害報告様式

災害報告様式第1号 災 害 確 定 報 告

市町村名				区 分				被 害							
災 害 名		災害名		田	流失・埋没		ha								
確定年月日		月 日 時確定			冠 水		ha								
報 告 者 名					畑	流失・埋没		ha							
						冠 水		ha							
区 分		被 害		そ の 他	文 教 施 設		箇所								
人的被害		死 者 人			病 院		箇所								
行方不明		人			道 路		箇所								
負傷者		重 傷 人			橋 り ょ う		箇所								
軽 傷 人					河 川		箇所								
住 家 被 害		棟			砂 防		箇所								
		全 壊			世帯		清 掃 施 設						箇所		
		半 壊			棟		崖 く ず れ						箇所		
		一部破損			世帯		鉄 道 不 通						箇所		
		床上浸水			棟		被 害 船 舶		隻						
		床下浸水			世帯		水 道 戸		戸						
		電 話 回線			戸		電 気 戸		戸						
		ガ ス 戸			戸		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所						
		罹 災 世 帯 数			世帯		罹 災 者 数		人						
		火災発生			建 物 件		建 物 件		件						
		公 共 建 物			棟		火 災 発 生		火 災 発 生						火 災 発 生
		そ の 他		棟		そ の 他		件							

区 分		被 害		災 害 対 策 本 部 設 置 ・ 措 置 状 況	1. 設 置 令 和 年 月 日 2. 廃 止 令 和 年 月 日 3. 避難状況 4. 応援要請の概要 5. 応急措置の概要 6. 救助活動の概要 7. その他の措置			
公 立 文 教 施 設		千円						
農 林 水 産 業 施 設		千円						
公 共 土 木 施 設		千円						
その他の公共施設		千円						
小 計		千円						
農 産 被 害		千円						
そ の 他	林 産 被 害		千円					
	畜 産 被 害		千円					
	水 産 被 害		千円					
	商 工 被 害		千円					
そ の 他		千円			災 害 救 助 法 の 適 用		有・無	
被 害 総 額		千円			消防職員出動延人数		人	
備 考		災害発生場所			消防機関の出動状況		その他（避難指示等の状況）	

注1）被害額は省略できるものとする。注2）119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

災害報告様式第1号補助表1

公立文教施設被害

沖縄県南城市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

注)「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

災害報告様式第 1 号補助表 2

農 林 水 産 業 施 設 被 害

沖縄県南城市

管理者	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

注 1) この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象になる施設について記入する。
2) 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

災害報告様式第1号補助表3

公立土木施設被害

沖縄県南城市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

注1) この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
2) 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
3) 「災害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、海岸名、橋梁名、砂防設備等を記入する。

そ の 他 の 公 共 施 設 被 害

沖縄県南城市

管理者	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

農 産 被 害

1. 農作物等被害

沖縄県南城市

農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単価	被害金額	備考
	h a	h a	t	円	千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注) 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

林 産 被 害

沖縄県南城市

1. 林産物等被害

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

注1)「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
2)「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

畜 産 被 害

沖縄県南城市

1. 家畜等被害

家畜等被害	被 害 数 量	単 価	被 害 金 額	備 考
			千円	

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注) 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水 産 被 害

沖縄県南城市

1. 船舶被害

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注1) 漁船被害の「被害程度」の欄は、減失、大破、中破、小破等を記入する。

2) 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

商 工 被 害

沖縄県南城市

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注)「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災 害 年 報

災害報告様式第2号

市町村名（南城市）

区分		災害名	発生年月日							計
人的被害	死者	人								
	行方不明者	人								
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
	半壊	棟								
		世帯								
	一部破損	棟								
		世帯								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
世帯										
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他の	田	流失、埋没	ha							
		その他	ha							
	畑	流水、埋没	ha							
		冠水	ha							
	文教施設	箇所								
	病院	箇所								
	道路	箇所								
	橋	箇所								
	河川	箇所								
	港湾	箇所								
	砂防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	崖崩れ	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
	水道	戸								
	電話	回線								
電気	戸									
ガス	戸									
ブロック塀等	箇所									
火災発生	建物	件								
	危険物	件								
	その他	件								
罹災世帯	数									
罹災者	人									
公共文教施設	千円									
農林水産業施設	千円									
公共土木施設	千円									
その他の公共施設	千円									
その他の	農産被害	千円								
	林産被害	千円								
	畜産被害	千円								
	水産被害	千円								
	商工被害	千円								
	その他	千円								
被害総額	千円									
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分				
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分				
災害救助法適用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
消防職員出動延人数	人									
消防団員出動延人数	人									

7-6 災害即報記入要領

《災害即報様式第1号の記入要領》

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別 概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の指示等を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

《災害即報様式第2号の記入要領》

各被害欄		原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災害対策本部設置の状況		本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避難の状況		避難の指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応援要請		応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。
応急措置の概要		消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救助活動の概要		被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

7-7 被害状況認定基準

	被害区分	認定基準
1 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
2 住家の被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟 数	建造物の単位で1つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくても、同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は、同一棟と見なす。
	世 帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全 壊 (全 焼) (全 流 出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損失割合が20%以上50%未満のものとする。
	大 規 模 半 壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

	被害区分		認定基準
		中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
		半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
		準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない（一部損壊）		全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水		床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
3 非住家被害	非住家		住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害		全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没		田の耕土が流失し、又は砂利のたい積のため耕作が不能となったものとする。
	田の冠水		稲の先端がみえなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、冠水		田の例に準じて取り扱うものとする。

	被害区分	認定基準
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	山崩れ及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	船舶被害	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能になった電話の回線数とする。
	水道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公共の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。

	被害区分	認定基準
	公 共 土 木 設 施	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象になる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	そ の 他 の 設 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船、水産物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

※「災害の被害認定基準」に定めのない被害の認定基準として、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号消防庁長官通知）に定める「一部破損」「床上浸水」「床下浸水」がある。

7-8 災害調査票

災 害 調 査 票

(調査行政区名:)

災 害 名		
災害発生年月日		
調 査 員	調査年月日	
	課 名	
	氏 名	

注意事項

- 1 本調査は本部長からの指示後、3日以内に完了、報告を目指すものとする。
- 2 各欄に掲げる項目で該当するものは○で囲む。但し、浸水の場合は浸水程度を記入。
- 3 備考欄に具体的な被害状況を記入。

所在地 世帯主氏名 及び店舗・ 事務所名	建物の 用 途	主たる 被害の 原 因	被 害 区 分				その他	人的 被害	備考
			住 家		非 住 家				
			浸水	損 壊	公共 建物	その 他			
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 (cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 (cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 (cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 (cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 (cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 (cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 (cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 (cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 (cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		

7-9 避難指示等発令情報

別紙様式 1

避難指示等発令情報（市町村用）

_____ 南 城 市 _____
送付日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

1 避難情報の別（番号を○印で囲む）

① 高齢者等避難（根拠：地域防災計画等）

「避難指示」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障がい者等、及びその人の避難を支援する者は危険な場所から避難を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

② 避難指示（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「指示」とは、災害が発生、または発生するおそれが高く、危険な場所にいる全員に避難のため立退きを求めるものである。

2 発令日時 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

3 対象地域等

	対象地域（字・区）	世帯数、人数	（フリガナ） 避難所	避難理由※ 1 （①～⑦）
①		世帯 人		
②		世帯 人		
③		世帯 人		
④		世帯 人		
⑤		世帯 人		

※ 1 避難理由（該当理由が複数ある場合は、該当の数字分記入すること）

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①大雨による浸水の危険があるため | ②大雨による土砂災害の危険があるため |
| ③地震による土砂災害の危険があるため | ④地震による家屋崩壊の危険があるため |
| ⑤地震による津波発生のおそれがあるため | ⑥地震による津波警報が発表されたため |
| ⑦その他（ _____ ） | |

発信者の課・職・氏名 _____

電話（公衆回線） _____

FAX（公衆回線） _____

電話（防災無線） _____

FAX（防災無線） _____

※ 2 防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

7-10 避難者カード

整理番号（ ）

避難者カード

収容避難所		担当職員	
-------	--	------	--

住 所					
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	備 考

●離散家族

氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	備 考

※ 世帯ごとに作成すること。

7-11 避難者名簿

避難者名簿

[illegible]

※ 事後消息欄には、避難所出所後の行く先等を記入すること。

7-12 避難場所・避難所の設置基準

区分		分類定義	指定・整備	備考
広域避難場所		大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や危険物、建物崩壊等から避難者の生命を保護するために必要な面積を有し、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。	○総面積 10ha 以上の公園、緑地、グラウンド、校庭、公共空地等で、市街地火災からの輻射熱に対して安全な面積が確保できること。 ○収容人口は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案して、安全な面積に対し 1 人あたり 1 m ² を確保して算定すること。	本市には、総面積 10ha 以上の公園等の敷地がないため、ある程度の面積を有し、市街地火災等からの輻射熱に対して安全が確保できる公園等の敷地とする。
一時避難場所		広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ公園、緑地、団地の広場等をいう。	○学校のグラウンド、境内、公園緑地、団地の広場等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。 ○一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。	
避難路		広域避難場所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の住民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。	○広域避難場所に通じる道路又は緑道であること。 ○震災時に一部普通となる場合に備え、代替の避難路にも配慮すること。	
避難所	小規模災害	火災や危険物等による局地的な災害により、家屋等が現に被害を受けた者又は受けるおそれがある者を一時的に公民館など既存建物等に収容し保護する所である。	○宿泊、給食等の生活機能が確保できる施設である。 ○原則として自治会単位と指定設置する。 ○耐震、耐火構想の公共建築物（学校、公民館等）を利用する。	避難者の範囲：災害・住家被害等を受けた者、受けるおそれのある者で、緊急に避難する必要があるときを含む。
	大規模災害	地震等の大規模災害による家屋の崩壊、焼失など現に被害を受けた者又は受けるおそれがある者を一時的に学校等既存の公共建物等に収容し保護する所である。	○収容基準は、概ね 3.3 m ² あたり 2 人とする。	
津波災害時の避難場所	緊急避難ビル	地震後急速に来襲する津波から避難者の生命を一時的に確保するため緊急避難する場所をいう。	○津波危険予想区域の避難時における緊急性を考慮し、避難距離が特に短い場所とする。 ○3 階以上の建物や高台等の高所で、安全な場所を確保する。	既存の建物や場所から高所を確認。
	収容避難所	津波による災害から避難者を安全に収容し保護するために、必要な面積と施設を有する二次的広域避難場所である。	○地形等、津波による安全性と生活機能を確保し、避難所として利用可能な施設及び場所とする。	

7-13 自衛隊災害派遣要請依頼書

災害派遣要請書

		第	号
		年	月 日
沖縄県知事	様		
		南城市長	印
自衛隊の災害派遣要請について（要求）			
みだしのことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり要求します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由			
(1) 災害の状況			
(2) 派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間			
年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 活動希望区域			
(2) 活動内容			
4 その他参考となるべき事項			

災害派遣撤収要請書

第 号
年 月 日

沖縄県知事 様

南城市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について

年 月 日付け 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収要請日時
年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項

7-14 食糧品等受払簿

食糧品等受払簿

[illegible]

7-15 生活必需品等の供給状況

生 活 必 需 品 等 の 供 給 状 況

作成者				整理番号				
住家被害区分	世帯主氏名 及び住所	世帯構成 人員	供給 月日	供 給 物 資				供給 額計
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				

※「住家被害区分」欄に、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
「供給物質」欄に、品名、単価及び数量を記入すること。

7-16 義援金品等受領証

義 援 金 品 等 受 領 証

(整理番号)

金 額 ¥ _____

品 名	数 量	備 考

以上の通り受領いたしました。
ご厚意に厚くお礼申し上げます。

年 月 日

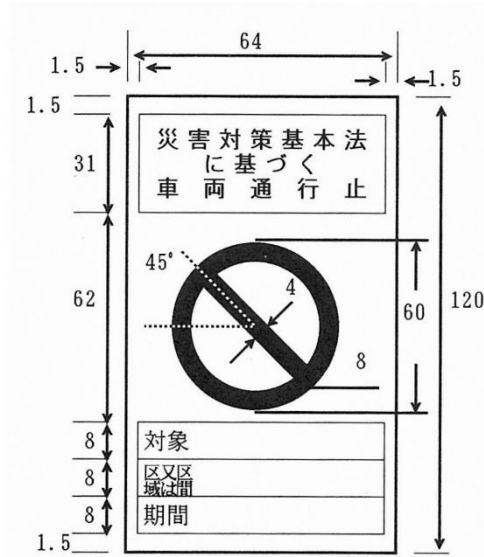
_____ 殿

南城市災害対策本部長
南城市長

印

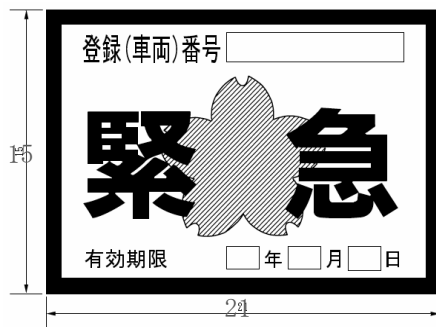
7-17 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

【様式1】〈車両通行止〉



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cmとする。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【様式2】〈緊急通行車両標章〉



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分は、白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。

【様式3】〈証明書〉

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路		出 発 地	目 的 地
備 考			

※ 用紙は、日本工業規格A5とする。

7-18 行方不明者届出票

行方不明者届出票			届出月日				
			受付番号				
			受付者氏名				
種別	1 行方不明者 2 身元不明遺体 3 その他						
氏名			性別			年齢	
本籍							
現住所							
死体の現場							
届出人 (氏名) (住所) (電話) (行方不明者等との続柄)							
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							

7-19 搜索者名簿

搜索者名簿

整理 番号	届 出 年月日	搜 索 者				
		住 所	氏 名	年齢	身長	着衣その他の特徴
		届 出 人				
		住 所	氏 名	搜索者との関係	備 考	
		搜索備考欄				
整理 番号	届 出 年月日	搜 索 者				
		住 所	氏 名	年齢	身長	着衣その他の特徴
		届 出 人				
		住 所	氏 名	搜索者との関係	備 考	
		搜索備考欄				
整理 番号	届 出 年月日	搜 索 者				
		住 所	氏 名	年齢	身長	着衣その他の特徴
		届 出 人				
		住 所	氏 名	搜索者との関係	備 考	
		搜索備考欄				

7-20 遺体調書

遺 体 調 書

		番 号				
搜索収容者						
遺体の種別		1 身元不明遺体 2 遺体引受人のいない遺体 3 その他				
遺体発見日時		年 月 日 時 分頃				
遺体発見場所						
遺体の身元	本 籍					
	住 所					
	氏 名		性 別	男 ・ 女	年 齢	歳 位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）					
遺族その他関係者	現住所	連絡先 ()				
	氏 名	(死亡者との続柄)				
	遺体の 引受け	可 ・ 不可 (引渡し： 年 月 日)				
	遺骨の 引取り	可 ・ 不可 (引渡し： 年 月 日)				
検視（検分） 日 時		月 日 時 分	検視（検分）者			
検 案 日 時		月 日 時 分	検 案 医 師			
火葬許可証 公 布 日		年 月 日	火 葬 日		年 月 日	
(所持品の処理)				(備考)		

※ 複数の安置所を開設した場合、番号が重複しないよう番号の先頭に安置所名を明記する。

7-21 遺體台帳

遺 體 台 帳

[illegible]

7-22 遺體埋葬台帳

遺 體 埋 葬 台 帳

[illegible]

注1) 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を備考欄に記入すること。

2) 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨備考欄に記入すること。

3) 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を備考欄に記入すること。

7-23 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書

(従事命令、協力命令)

従事第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力 を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名 印				
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出張すべき場所				

(備考：用紙は日本工業規格 A5 とする)

(保管命令)

保管第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名 印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考：用紙は日本工業規格 A5 とする)

(管理、使用、収用)

管理第 号							
公 用 令 書							
住所 氏名							
災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり						管理 を使用 する。 収用	
年 月 日							
処分権者 氏名						印	
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

(備考：用紙は日本工業規格 A5 とする)

(変更)

変更第 号	
公 用 変 更 令 書	
住所 氏名	
第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定に よりこれを交付する。	
年 月 日	
処分権者 氏名	
印	
変更した処分内容	

(備考：用紙は日本工業規格 A5 とする)

(取消)

取消第	号
公 用 取 消 令 書	
住所	
氏名	
第 71 条	
災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれ を交付する。	
年	月 日
処分権者	氏名 印

(備考：用紙は日本工業規格 A5 とする)

ボランティア登録名簿

(整理番号)

※備考欄には、活動可能期間及び宿泊施設等を記入する。

7-25 住家被害調査票

住家被害調査票（地震・木造・プレハブ 第1次A）

整理番号

住家被害認定調査票 地震・木造・プレハブ 第1次A		調査票番号 	配置状況 3	■判定した住家の範囲が分かるように記載
調査日 令和 年 月 日				
1	調査時 : ~ :			
	調査員 			
	所在地 			
	世帯主 			
2	住家 ☐ 住家である（居住のために使用されている）			

4	応急危険度判定 (他) (注) (調査) (不明)	■応急危険度判定調査表等に記載されている傾斜、コメント等を転記
---	-------------------------------------	---------------------------------

5	外観 ☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流出又はずり落ち ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	いずれかに該当	☐ 判定へ（全壊）
---	--	---------	----------------------------------

6	傾斜 測定箇所 水平距離 (cm)	①	②	③	④	平均値	6cm以上（下げ振り120cmの場合）	☐ 判定へ（全壊）
---	-----------------------------	---	---	---	---	-----	---------------------	----------------------------------

7	躯体 ☐ 基礎の損傷率が75%以上である（損傷長／全長×100）	損傷率 75%以上	☐ 判定へ（全壊）
---	---	-----------	----------------------------------

8	基礎	損傷割合	0%	～10%	～20%	～40%	～60%	～74%
			0	1	2	4	6	7

9	壁	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
	無被害	0	0	0	0	0	0	0
	程度Ⅰ	1	2	3	5	6	8	
	程度Ⅱ	2	4	8	11	15	19	
	程度Ⅲ	4	8	15	23	30	38	
	程度Ⅳ	6	11	23	34	45	56	
	程度Ⅴ	8	15	30	45	60	75	

10	屋根	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
	無被害	0	0	0	0	0	0	0
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

【損害割合算出表】（注）「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合「計あ」の値を、2cm以上の場合「計あ」又は「計い」のうち大きい値を住家の損害割合とする。

傾斜無	8基礎	+9壁	+10屋根	= 計あ	傾斜有	6傾斜	+10屋根	= 計い
						1 5		

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に至らない（一部損壊）	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次B		調査票番号		配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載		
	調査日	令和	年			月	日
1	調査時	: ~ :					
	調査員						
	所在地						
	世帯主						
2	住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)					

4	応急危険度判定	応急危険度判定調査票等に記載されている傾斜、コメント等を転記
----------	----------------	---

5	外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流出又はずり落ち ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	いずれかに該当	☐ 判定へ(全壊)
----------	-----------	---	---------	----------------------------------

6	傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上(下げ振り120cmの場合)	☐ 判定へ(全壊)
		水平距離(cm)							

7	躯体	☐ 基礎の損傷率が75%以上である(損傷長/全長×100)	損傷率75%以上	☐ 判定へ(全壊)
----------	-----------	--	----------	----------------------------------

8	基礎	損害割合	無被害	1	2	4	6	7
----------	-----------	------	-----	---	---	---	---	---

9	壁	損害割合	無被害	8	15	30	45	75
----------	----------	------	-----	---	----	----	----	----

10	屋根	損害割合	無被害	2	3	6	9	15
-----------	-----------	------	-----	---	---	---	---	----

(備考)

【損害割合算出表】

☐A「6傾斜」の平均値が2cm以上(6cm未満)である
☐B「9壁」の損害割合が無被害又は8である

Aに該当かつBに該当(傾斜有を計算)
上記以外
(傾斜無を計算)

	8基礎	+ 9壁	+ 10屋根	= 計	6傾斜	+ 10屋根	= 計
傾斜無					傾斜有	1 5	

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に至らない(一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

住家被害調査票（地震_木造 第2次-1）

整理番号

住家被害認定
調査票

地震
木造・プレハブ
第2次-1

調査票
番 号

3 外観

☐ 住家全部が倒壊又は
住家の一部の階が全部倒壊
☐ 住家全部が流出又はずり落ち
☐ 地盤被害により基礎に著しい損傷
☐ 地盤面の亀裂が住家直下を
縦断・横断

いずれかに
該当

☐ 判定へ
(全壊)

4 傾斜

水平距離
(cm)

①

②

③

④

平均値

☐ 判定へ
(全壊)

6cm以上
(下げ振り
120cmの場合)

1 調査日

令和 年 月 日

1 調査時

:

~

:

調査員

所在地

世帯主

2 住 家

☐ 住家である(居住のために使用されている)

5 基礎

損傷長
(m)

全長
(m)

損傷率=
損傷長/全長×
100

損傷率
75%以上

☐ 判定へ
(全壊)

6 柱(又は耐
力壁)

☐ 柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上

損傷率
75%以上

☐ 判定へ
(全壊)

該当しない場合は2頁「7」以降へ

【損害割合算出表】

(注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位	構成 比	階別部位別損害割合		部位別 損害割合	階別重み付け		重み付き 損害割合	h (☐ 傾斜が 2cm以上) 傾斜を考慮し た損害割合
		主要階	その他階		主要階	その他階		
		B※	C※		$b \times 1.25$	$c \times 0.5$		
9 外壁	10			$b+c$			$e+f$ ($e+f > a \rightarrow a$)	あ>い→d あ≤い→g
10 内壁	10							
11 床 (階敷含)	10							
5 基礎	10	「5.基礎」の損傷率×0.1						
12 柱(又は 耐力壁)	15			11%以上で全壊				
13 屋根	15							
14 天井	5							
15 建具	15							
16 設備	10							
※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。		「あ」又は「い」(傾斜が2cm 以上の場合には、「あ」、「い」 又は「う」)の中で最大の値 を住家の損害割合とする。						15%
計		あ			い			う

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

住家被害調査票（地震_木造 第2次-2（平面図））

住家被害認定
調査票
地震
木造・プレハブ
第2次-2

調査票
番 号

整理番号

主要階 ・ その他階

()階平面図 ・ 屋根伏図

7

住家被害調査票（地震_木造 第2次-3）

住家被害認定 調査票	調査票 番 号	
地震 木造・プレハブ 第2次-3		

整理番号

8	面積率	床	主要階	その他階	計
			(1)	(2)	1.0
8	面積率	屋根	(3)	(4)	1.0

		主要階						
9	外壁	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8
10	内壁	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8
11	床（階段含）	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8
12	柱（又は耐力壁）	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
13	屋根	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
14	天井	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4
15	建具	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
16	設備	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
16	10 %	階段	損傷の状況					計
		浴室 (3%以内)	主要階・ その他階	1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能				
		台所 (3%以内)	主要階・ その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能				
				その他 (左記以外 の水回り、 ベランダ等 4%以内)				

		その他階						
9	外壁	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8
10	内壁	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8
11	床（階段含）	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8
12	柱（又は耐力壁）	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
13	屋根	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
14	天井	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
15	建具	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
16	10 %	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
16	10 %	主要階/その他階	損傷の状況					計
								B
								C

住家被害認定調査票 地震非木造第1次		調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
調査日	令和 年 月 日				
1 調査時	: ~ :				
調査員					
所在地					
世帯主					
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)				

4 応急危険度判定	危険 要注意 調査済 不明	■応急危険度判定調査表等に記載されている傾斜、コメント等を転記
------------------	---------------	---------------------------------

5 外観	☐ 住家全部が倒壊 又は 住家の一部の階が全部倒壊					該当 →	傾斜確認	☐ 傾斜の平均値が4cm(下げ振り120cmの場合)以上 ☐ (基礎ぐいを用いる住家について) 傾斜の平均値が2cm(下げ振り120cmの場合)以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上	いずれかに該当 →	□判定へ(全壊)
6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④					
	水平距離 (cm)									

8 柱・梁の確認	☐ ア. 外観目視により柱又は梁を確認できる場合 9柱(又は梁)、11雑壁・仕上等、12設備等を調査	☐ イ. 外観目視により柱及び梁を確認できない場合 10外壁、12設備等を調査
-----------------	--	---

面積・本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
9 無被害	0	0	0	0	0	0	※45%以上で全壊
柱(又は梁)(60%)	I	1	1	2	4	5	6
	II	2	3	6	9	12	15
	III	3	6	12	18	24	30
	IV	5	9	18	27	36	45
	V	6	12	24	36	48	60

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
10 無被害	0	0	0	0	0	0	
外壁(85%)	I	1	2	3	5	7	9
	II	2	4	9	13	17	21
	III	4	9	17	26	34	43
	IV	6	13	26	38	51	64
	V	9	17	34	51	68	85

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
11 無被害	0	0	0	0	0	0	
雑壁・仕上等(25%)	I	0	1	1	2	2	3
	II	1	1	3	4	5	6
	III	1	3	5	8	10	13
	IV	2	4	8	11	15	19
	V	3	5	10	15	20	25

12 設備等(15%)	設備	損傷の状況		損害割合	計
	高架水槽・受水槽				
	外部階段				
	その他				

【損害割合算出表】 ア. 外観目視により柱又は梁を確認できる場合					イ. 外観目視により柱及び梁を確認できない場合					
	6 傾斜	9 柱(又は梁)	11 雑壁・仕上等	12 設備等	計		6 傾斜	10 外壁	12 設備等	計
傾斜無					あ	傾斜無				う
傾斜有	20				い	傾斜有	20			え

(注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合、「あ」又は「う」を、2cm以上の場合、「い」又は「え」若しくは「う」又は「え」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に至らない(一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

住家被害調査票（地震_非木造 第2次-1）

住家被害認定調査票 地震 非木造 第2次-1		調査票番号							
1 調査日		令和	年	月	日				
1 調査時		: ~ :							
調査員									
所在地									
世帯主									
2 住家		☐ 住家である(居住のために使用されている)							
7 構造の確認	☐ 鉄骨造の場合 柱(本数で判定) ↓ 柱が見えない場合 ↓ 耐力壁(ブレース数で判定) ↓ 耐力壁が見えない場合 ↓ 外部仕上げ(面積で判定)		☐ 鉄筋コンクリートの場合 ↓ → ラーメン構造の場合 柱(本数で判定) ↓ → 壁式構造の場合 耐力壁(面積で判定)						
9 内部仕上・天井		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害		0	0	0	0	0	0	0	※38%以上で全壊
I		0	0	0	1	1	1		
II		0	1	1	2	2	3		
III		1	1	2	3	4	5		
IV		1	2	3	5	6	8		
V		1	2	4	6	8	10		
11 柱(又は耐力壁)		面積・本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害		0	0	0	0	0	0	0	※38%以上で全壊
I		1	1	2	3	4	5		
II		1	3	5	8	10	13		
III		3	5	10	15	20	25		
IV		4	8	15	23	30	38		
V		5	10	20	30	40	50		
13 建具		枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害		0	0	0	0	0	0	0	5%
I		0	0	0	0	0	1		
II		0	0	1	1	1	1		
III		0	1	1	2	2	3		
IV		0	1	2	2	3	4		
V		1	1	2	3	4	5		

【損害割合算出表】	4傾斜	8外部仕上・雑壁・屋根	9内部仕上・天井	10床・梁※大きい方	11柱(又は耐力壁)	12設備等(住家内)	13建具	14設備等(住家外)	計
傾斜無									あ
傾斜有	20								い

(注)「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に至らない(一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

整理番号

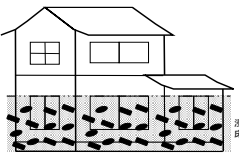
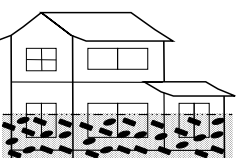
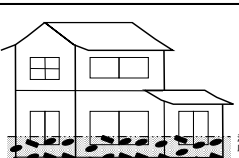
3 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊	いずれかに該当	□判定へ(全壊)					
4 傾斜	① ② ③ ④ 平均値							
5 傾斜確認	☐ 傾斜の平均値が4cm(下げ振り120cmの場合)以上 ☐ (基礎ぐいを用いる住家について)傾斜の平均値が2cm(下げ振り120cmの場合)以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上	いずれかに該当 該当しない場合は、2頁「6」以降へ						
8 外部仕上・雑壁・屋根	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	I	0	0	0	1	1	1	梁計※8%以上で全壊
	II	0	1	1	2	2	3	
	III	1	1	2	3	4	5	
	IV	1	2	3	5	6	8	
	V	1	2	4	6	8	10	
10 床・梁	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	床計
無被害	I	0	0	0	1	1	1	梁計※8%以上で全壊
	II	0	1	1	2	2	3	
	III	1	1	2	3	4	5	
	IV	1	2	3	5	6	8	
	V	1	2	4	6	8	10	
12 設備等(住家内)	設備	損傷の状況		損害割合	計			
浴室	1%	2%	3%					
	配管のズレ等	バスタブの割れ等	再使用が不可能					
	1%	2%	3%					
	配管のズレ等	再使用は可能だが大きく破損	再使用が不可能					
台所	1%	2%	3%					
	配管のズレ等	再使用は可能だが大きく破損	再使用が不可能					
	1%	2%	3%					
	配管のズレ等	再使用は可能だが大きく破損	再使用が不可能					
その他	1%	2%	3%					
	配管のズレ等	再使用は可能だが大きく破損	再使用が不可能					
	1%	2%	3%					
	配管のズレ等	再使用は可能だが大きく破損	再使用が不可能					
14 設備等(住家外)	設備	損傷の状況		損害割合	計			
高架水槽・受水槽								
外部階段								
その他								

住家被害認定 調査票 地震 非木造 第2次-2	調査票 番 号	

()階平面図

6

住家被害調査票（水害_木造 第1次A（一定以上損傷あり））

住家被害認定調査票				■判定した住家の範囲が分かるように記載									
水害 木造・プレハブ 第1次A(外力 による一定以上 の損傷あり)		調査票 番 号		3 配置 状況									
調査日 令和 年 月 日													
1 調査時 : ~ :													
調査員													
所在地													
世帯主													
2 住 家 ☐ 住家である(居住のために使用されている)													
4 外 観		☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流失 ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没		いずれかに該当 ☐ 判定へ (全壊)									
5 構 造 ☐ 木造・プレハブである		該当しない項目がある ☐ 本調査票以外の適切な調査票を利用		「5」～「7」すべてに該当									
6 階 高 ☐ 住家が戸建ての1～2階建てである													
7 外 力 ☐ 住家に津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、「外壁」及び「建具」の損傷程度が50～100% (程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷がある													
8 浸水深													
		床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)		住家の損害割合 50%以上		全 壊		☐					
		床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)		住家の損害割合 40%以上		大規模半壊		☐					
		床上0.5m以上 1m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)		住家の損害割合 30%以上		中規模半壊		☐					
		床上0.5m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)		住家の損害割合 20%以上		半 壊		☐					
		床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)		住家の損害割合 10%未満		準半壊に 至らない (一部損壊)		☐					
判定		損害割合		10%未満		20%以上		30%以上		40%以上		50%以上	
				☐ 準半壊に至らない (一部損壊)		☐ 半 壊		☐ 中規模半壊		☐ 大規模半壊		☐ 全 壊	

住家被害調査票（大規模災害時_水害その1）

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ		調査票番号	サンプル調査	
サンプル調査その1				
1	調査日	令和 年 月 日	2 住家	☐ 区域内に住家がある (居住のために使用されている)
	調査時	: ~ :	3 構造	☐ 2のうち、木造・プレハブの住家がある
	調査員		4 階高	☐ 3のうち、木造・プレハブの戸建ての1～2階建ての住家がある
	所在地		5 外力	☐ 4の住家すべてについて津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、「外壁」及び「建具」の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷がある
	世帯主			

該当しない項目がある

サンプル調査を行うには不適当であり、区域を見直す又は個別に調査を行う。

「2」～「5」すべてに該当

6 区域図

サンプル調査を行う区域の図面を添付。図面ではすべての住家の住棟の形と地形が明確であること
サンプル調査を行った四隅の住家について、それぞれA,B,C,Dのマークを施し、「その2」の調査票で調査結果を記載すること。

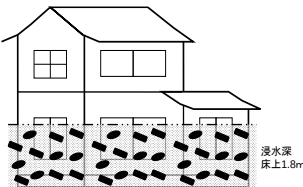
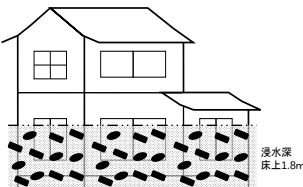
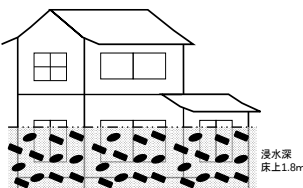
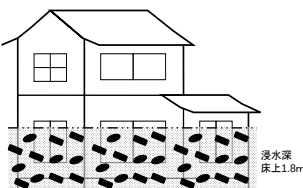
判定	区域内における木造・プレハブの戸建ての1～2階建てのすべての住家※	50%以上
		☐ 全壊

※ 区域内の木造・プレハブの戸建ての1～2階建ての住家以外の住家については、別途個別に調査を行う。

住家被害調査票（大規模災害時_水害その2）

住家被害認定 調査票 水害 木造・プレハブ サンプル調査その2	調査票 番 号		サンプル調査	

6 サンプル調査結果

A		床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				
B		床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				
C		床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				
D		床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				

住家被害調査票（水害_木造 第1次B（一定以上損傷なし））

住家被害認定調査票		調査票番号	3	配置状況
水害 木造・プレハブ 第1次B（外力 による一定以上 の損傷なし）				
調査日	令和 年 月 日			
1 調査時	: ~ :			
調査員				
所在地				
世帯主				

2 住家

☐ 住家である(居住のために使用されている)

4 外観

☐ 住家全部が倒壊
☐ 住家の一部の階が全部倒壊
☐ 一見して住家全部が流失
☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没

5 構造

☐ 木造・プレハブである

6 階高

☐ 住家が戸建ての1～2階建てである

7 外力

☐ 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷が「外壁」に1箇所も発生していない又は「建具(サッシ・ガラス・ドア)」に1箇所も発生していない

いずれかに該当

☐ 判定へ
(全壊)

該当しない項目がある

本調査票以外の適切な調査票を利用

「5」～「7」すべてに該当

8 浸水深

☐ 浸水深が床上まで達していない(床下浸水)

損害割合
10%未満

☐ 判定へ
(準半壊に
至らない
(一部損壊))

該当しない

第2次調査を実施

住家被害調査票（水害_木造 第2次A-1）

住家被害認定調査票		調査票番号		■戸建て1～2階建てで外力による一定以上の損傷が発生している場合 ■戸建ての1～2階建てでない場合	
水害 木造・プレハブ 第2次A-1				■判定した住家の範囲が分かるように記載	
調査日	令和 年 月 日	3 配置状況			
1 調査時	: ~ :				
調査員					
所在地					
世帯主					
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)				

4 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流失 ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没					いずれかに該当	☐ 判定へ (全壊)			
5 傾斜	測定箇所	①	②	③	④			平均値	6cm以上 (下げ振り 120cmの場合)	
	水平距離 (cm)									
6 躯体	☐ 柱(又は耐力壁)又は基礎の損傷率が75%以上である					損傷率 75%以上	☐ 判定へ (全壊)			
7 基礎	外力等	損傷率割合	0%	～10%	～20%			～40%	～60%	～74%
			0	1	2	4	6	7		
	汚泥	損傷割合	0		1 (口床下に汚泥が堆積している。)					
										「8」以降へ

【損害割合算出表】 (注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別 損害割合	階別重み付け		重み付き 損害割合	h (口傾斜が 2cm以上) 傾斜を考慮した 損害割合 あ>い→d あ≤い→g
		主要階	その他階		主要階	その他階		
		B※	C※	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→a)	
10 外壁	10							
11 内壁	10							
12 床 (階段舎)	10							
7 基礎	10	「7.基礎」の損害割合						
13 柱(又は 耐力壁)	15			11%以上で全壊				
14 屋根	15							
15 天井	5							
16 建具	15							
17 設備	10							
		※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。						15%
		計		あ	「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」)の中で最大の値を住家の損害割合とする。		い	う

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

住家被害調査票（水害_木造 第2次A-2(平面図)）

住家被害認定 調査票 水害 木造・プレハブ 第2次A-2	調査票 番 号		主要階 ・ その他階
			()階平面図 ・ 屋根伏図

8

住家被害調査票（水害 木造 第2次A-3）

住家被害認定 調査票 水害 木造・プレハブ 第2次A-3	調査票 番号	
--	--------------------------	--

			主要階	その他階	計
9	面積率	床	(1)	(2)	1.0
		屋根	(3)	(4)	1.0

		主要階								
10	外壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
11	内壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
12	床（階段含） 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
13	柱（又は耐力壁） 15%	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		計×(1)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		
14	屋根 15%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		計×(3)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		
15	天井 5%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1		計×(1)
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3		
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5		
16	建具 15%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		計×(1)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		

その他階							
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
本数(面積率)	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4) C
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

			階	損傷の状況		主要階/その他階	損傷の状況	%	計	
17	設備	浴室 (3%以内)	主要階・ その他階	1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能	その他 (左記以外 の水回り、 ペランダ等 4%以内)				主要 階	B
	10 %	台所 (3%以内)	主要階・ その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能					その他階	C

住家被害調査票（水害_木造 第2次B-1）

住家被害認定調査票

水害
木造・プレハブ
第2次B-1

調査票番号

■戸建て1～2階建てで外力による一定以上の損傷が発生していない場合

■判定した住家の範囲が分かるように記載

調査日

令和 年 月 日

1

調査時

:

～

:

調査員

所在地

世帯主

2

住家

☐住家である(居住のために使用されている)

配置状況

4

外観

☐住家全部が倒壊
☐住家の一部の階が全部倒壊
☐一見して住家全部が流失
☐基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

☐判定へ
(全壊)

5

傾斜

測定箇所

①

②

③

④

平均値

6cm以上
(下げ振り
120cmの場合)

6

躯体

☐柱(又は耐力壁)又は基礎の損傷率が75%以上である

損傷率
75%以上

☐判定へ
(全壊)

7

基礎

外力等

損傷率

割合

0%

～10%

～20%

～40%

～60%

～74%

計

0

1

2

4

6

7

「8」以降へ

【損害割合算出表】

(注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位	構成比	a		b		c		d		e		f		g		h	
		階別部位別損害割合		部位別 損害割合		階別重み付け		重み付き 損害割合						（□傾斜が 2cm以上） 傾斜を考慮した 損害割合			
		主要階	その他階	主要階	その他階	主要階	その他階	主要階	その他階	e+f (e+f>a→ a)		あ>い→d あ≤い→g					
10	外壁	10															
11	内壁	10															
12	床 (階段含)	10															
7	基礎	10	「7.基礎」の損害割合														
13	柱(又は 耐力壁)	15				11%以上で全壊											
14	屋根	15															
15	天井	5															
16	建具	15															
17	設備	10															
		※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。				計		あ		「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」)の中で最大の値を住家の損害割合とする。		い		う		15%	

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

住家被害調査票（水害_木造 第2次B-3）

住家被害認定調査票		調査票番号			
水害 木造・プレハブ 第2次B-3					

9	面積率	床	主要階 (1)	その他階 (2)	計 1.0
		屋根	(3)	(4)	1.0

主要階									
10	外壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10			
11	内壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10			
12	床（階段含） 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10			
13	柱（又は耐力壁） 15%	本数（面積率）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15			
14	屋根 15%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15			
15	天井 5%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(1)
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	B
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5			
16	建具 15%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15			

17	設備 10%	浴室 (3%以内)	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能	その他 (左記以外の水回り、 ベランダ等 4%以内)	主要階/その他階	損傷の状況	%	計
		台所 (3%以内)	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能					主要階 B その他階 C

住家被害調査票（水害_非木造 1）

住家被害認定調査票

水害

非木造-1

調査票番号

令和 年 月 日

1 調査時

調査員

所在地

世帯主

2 住家

外観

傾斜

傾斜確認

配置状況

3

4

5

6

7

判定した住家の範囲が分かるように記載

8以降へ

9

10

11

12

13

14

15

被害割合算出表

判定

住家被害調査票（水害_非木造 2(平面図)）

住家被害認定 調査票	調査票 番号		()階平面図																			

8

住家被害調査票（風害_木造1）

住家被害認定調査票		風害		木造・プレハブ		-1		調査票番号		配置状況		■判定した住家の範囲が分かるように記載	
調査日		令和		年		月		日		3			
1 調査時				:		~		:					
調査員													
所在地													
世帯主													
2 住家		☐ 住家である(居住のために使用されている)											
4 外観		☐ 住家全部が倒壊 又は 住家の一部の階が全部倒壊										該当	
5 傾斜		測定箇所		①		②		③		④		平均値	
		水平距離 (cm)											
												6cm以上 (下げ振り120cmの場合)	
6 屋根等		☐ 屋根等に脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水のおそれがない										該当	
7 躯体		☐ 基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上である										損傷率 75%以上	
8 基礎		損傷割合		0%		~10%		~20%		~40%		~60%	
				0		1		2		4		6	
												7	
												「9」以降へ	
【損害割算出表】												(注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。	
												h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。	
部位		構成比		階別部位別損害割合		部位別損害割合		階別重み付け		重み付き損害割合		h	
				主要階		その他階		主要階		その他階		(傾斜が2cm以上) 傾斜を考慮した損害割合	
				B※		C※		b+c		b×1.25 c×0.5		e+f (e+f>a→a) あ>い→d あ≤い→g	
11 外壁		10											
12 内壁		10											
13 床 (階設舎)		10											
8 基礎		10		「8.基礎」の損害割合									
14 柱(又は耐力壁)		15						11%以上で全壊					
15 屋根		15											
16 天井		5											
17 建具		15											
18 設備		10											
※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。												15%	
計												あ	
												い	
												う	
判定		損害割合		10%未満		10%以上		20%以上		30%以上		40%以上	
				☐ 準半壊に至らない (一部損壊)		☐ 準半壊		☐ 半壊		☐ 中規模半壊		☐ 大規模半壊	

住家被害調査票（風害_木造 2（平面図））

住家被害認定 調査票 風害 木造・プレハブ -2	調査票 番 号		主要階 ・ その他階	
			()階平面図 ・ 屋根伏図	

9

住家被害調査票（風害 木造 3）

住家被害認定 調査票 風害 木造・プレハブ -3	調査票 番号	
--	--------------------------	--

			主要階	その他階	計
10	面積率	床	(1)	(2)	1.0
		屋根	(3)	(4)	1.0

		主要階								
11	外壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
12	内壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
13	床（階段含） 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
14	柱（又は耐力壁） 15%	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		計×(1)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		
15	屋根 15%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		計×(3)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		
16	天井 5%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1		計×(1)
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3		
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5		
17	建具 15%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
		無被害	0	0	0	0	0	0	B	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		計×(1)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		
		階	損傷の状況							
18	設備 10%	浴室 （3%以内）	主要階・その他階	1%．配管のズレ等 2%．バスタブの割れ等 3%．再使用が不可能					その他 （左記以外の水回り、 ベランダ等 4%以内）	
		台所 （3%以内）	主要階・その他階	1%．配管のズレ等 2%．再使用は可能だが大きく破損 3%．再使用が不可能						

その他階								
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
無被害	0	0	0	0	0	0	C	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		計×(2)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
無被害	0	0	0	0	0	0	C	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		計×(2)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
無被害	0	0	0	0	0	0	C	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		計×(2)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
本数(面積率)	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
無被害	0	0	0	0	0	0	C	
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		計×(2)
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
無被害	0	0	0	0	0	0	C	
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		計×(4)
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		
面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
無被害	0	0	0	0	0	0	C	
程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1		計×(2)
程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3		
程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		
程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5		
枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	
無被害	0	0	0	0	0	0	C	
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		計×(2)
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		
主要階/その他階	損傷の状況			%		計		
						主要階	B	
						その他階	C	

住家被害調査票（風害_非木造 1）

住家被害認定
調査票
風害
非木造-1

調査票
番 号

令和 年 月 日

1 調査時 : ~ :

調査員

所在地

世帯主

2 住 家 ☐住家である(居住のために使用されている)

配置状況

■判定した住家の範囲が分かるように記載

4 外観 ☐住家全部が倒壊
☐住家の一部の階が全部倒壊

該当 ☐判定へ
(全壊)

6 外部仕上
等の損傷 ☐外部仕上り等に脱落・破損等の損傷が生じ、住家内への浸水の恐れがある。 ☐該当なし ☐判定へ
(一部損壊10%未満)

7 構造の
確認 ☐鉄骨造の場合
柱(本数で判定)
▼柱が見えない場合
耐力壁(ブレース数で判定)
▼耐力壁が見えない場合
外部仕上り(面積で判定)
☐鉄筋コンクリートの場合
→・ラーメン構造の場合
柱(本数で判定)
→・壁式構造の場合
耐力壁(面積で判定)

「8」以降へ

5 傾斜

	①	②	③	④	平均値
4cm以上 (下げ部120cm の場合)					
2cm以上4cm未満(下げ 部120cmの場合) 又は外観に外力による 損傷あり					

9 外部仕上・
雑壁・屋根
10%

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
I	0	0	0	1	1	1	
II	0	1	1	2	2	3	
III	1	1	2	3	4	5	
IV	1	2	3	5	6	8	
V	1	2	4	6	8	10	

11 床・梁
10%

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	床計
無被害	0	0	0	0	0	0	
I	0	0	0	1	1	1	
II	0	1	1	2	2	3	
III	1	1	2	3	4	5	
IV	1	2	3	5	6	8	
V	1	2	4	6	8	10	

※8%以上
で全壊

枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
I	0	0	0	0	0	1	
II	0	0	1	1	1	1	
III	0	1	1	2	2	3	
IV	0	1	2	2	3	4	
V	1	1	2	3	4	5	

13 設備
10%

設備	損傷の状況	損害割合	計
浴室 設備等 (住家内)	1% 配管のズレ等	2% バスタブの割れ等	3% 再使用が不可能
台所	1% 配管のズレ等	2% 再使用は可能だが大きく破損	3% 再使用が不可能
その他	4%		

15 設備
5%

設備	損傷の状況	損害割合	計
高架水槽 ・受水槽			
外部階段			
その他			

【損害割合
算出表】

	5傾斜	9外部仕上 ・雑壁・屋根	10内部仕上・ 天井	11床・梁 ※大きい方	12柱 (又は耐力壁)	13設備等 (住家内)	14建具	15設備等 (住家外)	計
傾斜無									あ
傾斜有	20								い

(注)「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。

判定

損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
	☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

住家被害調査票（風害_非木造 2(平面図)）

住家被害認定 調査票	調査票 番号		()階平面図	

8

住家被害調査票（地盤被害_木造 第1次）

住家被害認定調査票 地盤被害による被害 木造・プレハブ 第1次		調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載		
	調査日	令和	年			月	日
1	調査時	:	~			:	
	調査員						
	所在地						
	世帯主						
2	住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)					

4	外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流出又はずり落ち ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	いずれかに該当	☐ 判定へ (全壊)
5	地盤	☐ 床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合 50%以上	☐ 判定へ (全壊)
		☐ 床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合 40%以上 50%未満	☐ 判定へ (大規模半壊)
		☐ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合 20%以上 30%未満	☐ 判定へ (半壊)

不同沈下がある場合の傾斜の判定

6	傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値
		水平距離 (cm)					

7	不同沈下のある傾斜	☐ 6cm以上(下げ振り120cmの場合)	損害割合 50%以上	☐ 判定へ (全壊)
		☐ 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)	損害割合 40%以上 50%未満	☐ 判定へ (大規模半壊)
		☐ 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)	損害割合 20%以上 30%未満	☐ 判定へ (半壊)

(備考)

【判定表】 (注)地盤面下への潜り込み、不同沈下双方みられる場合には、双方の損害割合のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	20%以上30%未満	40%以上	50%以上	判定に至らない
		☐ 半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊	☐ 水害等通常の被害認定調査へ

住家被害調査票（地盤被害_木造 第2次）

住家被害認定調査票		調査票番号	
地盤被害による被害 木造・プレハブ 第2次			
調査日	令和 年 月 日		
1 調査時	: ~ :		
調査員			
所在地			
世帯主			
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)		

3 外観	☐ 住家全部が倒壊又は住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 住家全部が流出又はずり落ち ☐ 地盤被害により基礎に著しい損傷 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断				判定へ(全壊)				
	4 傾斜	水平距離 (cm)	①	②		③	④	平均値	6cm以上(下げ振り120cmの場合)

5 地盤	☐ 床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合 50%以上	判定へ(全壊)
	☐ 床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み		【計算方法早見表】へ
	☐ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み		【計算方法早見表】へ
	☐ 基礎の天端下25cmまでのうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある		【計算方法早見表】へ

不同沈下がある場合の傾斜の判定(傾斜は「4」の値を利用)

6 不同沈下のある傾斜	☐ 6cm以上(下げ振り120cmの場合)	損害割合 50%以上	判定へ(全壊)
	☐ 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ
	☐ 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ
	☐ 1.2cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ

【計算方法早見表】

		地盤(潜り込み)		
傾斜	(下げ振り120cmの場合)	床上以上	基礎の天端下25cm以上	基礎の天端下25cm未満
	2cm以上6cm未満	【損害割合算出表】①へ	【損害割合算出表】④へ	【損害割合算出表】⑦へ
	1.2cm以上2cm未満	【損害割合算出表】②へ	【損害割合算出表】⑤へ	【損害割合算出表】⑧へ
	1.2cm未満	【損害割合算出表】③へ	【損害割合算出表】⑥へ	通常の【損害割合算出表】へ

【損害割合算出表】

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1階の床面積(カ)									
住家の延べ床面積(キ)									
カ/キ									
1階の床面積割合(ク)									
		ク×20	ク×20	ク×30			ク×10		
9	外壁	10							
13	内壁	10							
15	床(階敷含)	10	10		10	10		10	
5	基礎	10	10	10	10	10	10	35	
11	柱(又は耐力壁)	15	25	25	25	25	25	25	11%以上で全壊
10	屋根	15							
12	天井	5							
14	建具	15							
16	設備	10							
計									
判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上		
		☐ 準半壊に至らない(一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊		

住家被害調査票（地盤被害_非木造 第1次）

住家被害認定調査票		調査票番号		配置状況		■判定した住家の範囲が分かるように記載		
地盤被害による被害 非木造 第1次								
調査日	令和 年 月 日							
1 調査時	: ~ :							
調査員								
		所在地						
		世帯主						
2 住家		☐ 住家である(居住のために使用されている)						
4 外観		☐ 住家全部が倒壊 又は 住家の一部の階が全部倒壊			該当		☐ 判定へ (全壊)	
5 地盤		☐ 床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み			損害割合 50%以上		☐ 判定へ (全壊)	
		☐ 床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み			損害割合 40%以上 50%未満		☐ 判定へ (大規模半壊)	
		☐ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み			損害割合 20%以上 30%未満		☐ 判定へ (半壊)	
不同沈下がある場合の傾斜の判定								
6 傾斜		測定箇所	①	②	③	④	平均値	
		水平距離 (cm)						
7 不同沈下のある傾斜		☐ 6cm以上(下げ振り120cmの場合)			損害割合 50%以上		☐ 判定へ (全壊)	
		☐ 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)			損害割合 40%以上 50%未満		☐ 判定へ (大規模半壊)	
		☐ 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)			損害割合 20%以上 30%未満		☐ 判定へ (半壊)	

(備考)

【判定表】		(注) 地盤面下への潜り込み、不同沈下双方みられる場合には、双方の損害割合のうち大きい値を損害割合とする。			
判定	損害割合	20%以上30%未満	40%以上	50%以上	判定に至らない
		☐ 半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊	☐ 水害等通常の被害認定調査へ

住家被害調査票（地盤被害_非木造 第2次）

住家被害認定調査票 地盤被害による被害 非木造 第2次		調査票番号		3 外観		☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊		☐ 判定へ（全壊）	
調査日 令和 年 月 日		1 調査時		4 傾斜		① ② ③ ④		6cm以上（下げ振り120cmの）	
調査員		所在地		傾斜（cm）		① ② ③ ④		平均値	
世帯主		2 住家		傾斜（cm）		① ② ③ ④		判定へ（全壊）	
住家である（居住のために使用されている）		5 地盤		傾斜（cm）		① ② ③ ④		判定へ（全壊）	
☐ 床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み		50%以上		☐ 判定へ（全壊）					
☐ 床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み				【計算方法早見表】へ					
☐ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み				【計算方法早見表】へ					
☐ 基礎の天端下25cmまでのうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある				【計算方法早見表】へ					
不同沈下がある場合の傾斜の判定（傾斜は「4」の値を利用）									
6 不同沈下のある傾斜		50%以上		☐ 判定へ（全壊）					
☐ 6cm以上（下げ振り120cmの場合）				【計算方法早見表】へ					
☐ 2cm以上6cm未満（下げ振り120cmの場合）				【計算方法早見表】へ					
☐ 1.2cm以上2cm未満（下げ振り120cmの場合）				【計算方法早見表】へ					
☐ 1.2cm未満（下げ振り120cmの場合）				【計算方法早見表】へ					
【計算方法早見表】									
地盤（潜り込み）									
（下げ振り120cmの場合）									
床上まで 基礎の天端下25cmまで 基礎の天端下25cm未満									
2cm以上6cm未満 【損害割合算出表】①へ 【損害割合算出表】④へ 【損害割合算出表】⑦へ									
1.2cm以上2cm未満 【損害割合算出表】②へ 【損害割合算出表】⑤へ 【損害割合算出表】⑧へ									
1.2cm未満 【損害割合算出表】③へ 【損害割合算出表】⑥へ 通常の【損害割合算出表】へ									
【損害割合算出表】									
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧									
1階の床面積（㎡）									
1棟の延べ床面積（㎡）									
カ／キ									
1階の床面積割合（％）									
ク×20 ク×20 ク×30 ク×10									
8 外部仕上・雑壁・屋根 10									
9 内部仕上・天井 10									
10 床・梁 10									
11 柱（又は耐力壁） 50									
12 設備等（住家内） 10									
13 建具 5									
14 設備等（住家外） 5									
計									
判定									
損害割合									
10%未満 10%以上 20%以上 30%以上 40%以上 50%以上									
□ 準半壊に達しない（一部損壊） □ 準半壊 □ 半壊 □ 中規模半壊 □ 大規模半壊 □ 全壊									

(第 1 号様式)

上記願い出の被害状況を別紙の通り証明する。

罹 災 証 明 書

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日	年齢
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
罹災原因				
被災住家所在地				
住家※の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）			
浸水区分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水			

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

調査年月日	一次調査	年 月 日
	二次調査	年 月 日

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

沖縄県南城市長



(第3号様式)

証 明 書	
南城市長 殿	
令和 年 月 日	
役職名 住 所 氏 名 連絡先	
㊟	
下記事項を確認し相違ないことを証明します。	
災 害 名	
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日 午（前・後） 時 分頃
被 害 物 件	所在地
	構 造
所 有 者 または 世 帯 主	住 所
	氏 名
被 害 状 況	

- (1) この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による被害状況の証明願を申請する際に添付する。
- (2) この証明書を行う者は、警察官・自治会長・民生委員等の役職にあり、被災者と利害関係のない第三者であることを要す。

(第4号様式)

罹 災 屈 出 願 書

南城市長

殿

令和 年 月 日

住所

願

出 氏 名

印

人

連絡先

下記災害による被害があったことを届出します。

災 害 名		
災 害 発 生 年 月 日		年 月 日 午（前・後） 時 分頃
被 害 物 件	所 在 地	
	物 件	
所 有 者 ま た は 世 帯 主	住 所	
	氏 名	
被 災 状 況		
提 出 先 及 び 提 出 す る 理 由		1 役所 2 税務署 3 保険会社 4 N T T西日本(株) （ア 固定資産減失手続 イ 減免手続 ウ 保険請求） 5 その他（ ）（ 通）

令和 年 月 日

上記届出の被害状況を別紙の通り証明する。

(第5号様式)

[illegible]

※ この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による家屋以外の被害状況の届出について証明するものです。被害の事実について証明するものではありません。

7-27 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿

番号	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	年齢	住所又は居所	電話番号	要 介 護 3	要 介 護 4	要 介 護 5	身 障 1 級	身 障 2 級	療 育 A1	療 育 A2	精 神 1 級	そ の 他
						緊急連絡先（続柄）									
		男・女													
						()									
		男・女													
						()									
		男・女													
						()									
		男・女													
						()									
		男・女													
						()									
		男・女													
						()									
		男・女													
						()									
		男・女													
						()									

被災者台帳

番号	ふりがな 氏 名	生年 月 日	性別	郵便 番号	住所又は居所	電話番号 その他の 連絡先	被害状況		援護の 実施の 状況	要配慮者に該当する事由		その他
							住 家	人 員		（障害、要 介護、難病、 療育）の種 別	障害等級、 要介護状態 区分、療育 判定等	
							①全壊（焼失） ②全壊（流失） ③半壊（半焼） ④大規模半壊 ⑤中規模半壊 ⑥半壊 ⑦準半壊 ⑧一部損壊 ⑨床上浸水 ⑩床下浸水	①死亡 ②行方不明 ③重症 ④軽傷				

南 城 市 地 域 防 災 計 画

(令和5年度修正)

発 行 南 城 市 防 災 会 議

事務局 南 城 市 総 務 課

南城市佐敷字新里 1870 番地

電 話 (098)917-5378

F A X (098)917-5424